

貞丈雜記

十一

73
6822
11



門 3
號 6822
卷 11

貞文雜記卷之十一



武具之部

- 圓皮掛之事 二ヶ条
- うら不負ふ之事
- 鎧具足之事
- 着長の事
- 腹當の事
- 腹巻之事 二ヶ条
- うつはさ之事 五ヶ条

雜記十一

- 長具足之事
- 袴地之事
- 昔具足之事 世具足
- 昭柄脊板
- 胴丸之事
- つゝめ事
- さのろろ箆之事 圖

目一



昭和41年12月20日
原安三郎贈

- 大射小射の事
- 糸乞の禮と事
- 弓の射の事
- 鐘をたのめする事
- 箴やふくぬの事 ニテ案
- やりけ指の事
- うらふ事 報き事
- 弦巻弦袋の事
- うらふの弦袋の事
- 尻籠の事
- やり射の射の事 武具
- 留の事
- 兵具又併法の況多き事
- 矢籠の事 ニテ案
- 斗とかの事
- 箴を報きする事
- 逆頰箴の事
- 幕の乳敷の事
- 武具又梵字の事
- 寺取の事 武具

- 箴又夫を武具に於
- 甲冑の事 甲冑の事
- 楯板の事
- 首桶の事
- 箴の上帯の事
- 細うらふの事
- 竹尻籠の事
- 武具類虫けせき法
- 古の胃うけ張の圖
- 同弦袋つけやの圖
- うらふと云ぬ事 武具
- 太刀又弦袋付の圖
- 軍法軍術兵法
- 武器又蜻蛉の形付の事
- 軍器を作する事 武具
- 古の弦袋
- 禮と事 武具
- さういふ事 武具
- 後三年画の箴の圖
- 同皆の圖

- 同義家胡片旗の圖
- 水吞の緒の事 圖
- 女志はし神志は神
- 軍配團扇の事
- 同幕の事
- 珠弁の事 圖
- 上腹巻や腹巻の事
- 腰小旗の事
- 袴おどりの事
- 陣羽織の事
- 鞆の事 圖
- 古具足櫃の事
- 無官者太刀の袋の事
- 禮の札の事
- 鞆の事 圖

- 手絆の事
- 籠を以てする事
- 胃のふきの事 圖
- 馬上背の事 圖
- 町を以て町禮の事 圖
- 矢保侶の事 圖
- 志のひの弦かぎの弦
- 腹巻の事 圖
- 近世の赤刀長脇差の事
- 近世の鎧下装束の事
- 乳繩の事
- 每慶の七道具
- 勝軍木の事
- 古画の武士の事
- 大臣大将禮腹巻の事
- 依杖儀刀の事
- 錦の沙旗の事
- 禮下の装束の事
- 近世軍者流行の事

- 笠あしりの事
- 獅子以胃の事
- 甲の字胃の事
- 金胞包胞の事
- 古本衣の襠の事
- 武具の濃をきく事
- 小具足出立の事
- 鎧の威毛
- つぶ袖の図
- 袴小札の事
- 蝙蝠付の事
- 龍以胃の事
- 弓矢短小甲胃輕薄の事
- 武具のりきり事
- 襠の逆板の事 圖
- 袴小札の事
- けしや袴の事
- 未濃と袴との事
- 割小札の事 圖
- 家上胞の事

- 母衣の事 圖
- 侍中間雜色軍装の事
- 白草威の事
- 矢筈頭の札の事
- 臈さりの事
- 槍の事
- 威衣の事
- 鎧札金銀朱ホの事
- 諸具足の事
- 弓とりかひの事

以上

貞丈雜記卷之十一

伴勢真友

千賀春城

岡田光大

同校

武具之部

一 弓矢を^{テウトカケ}置道具^{ニカサリキ}調度^{ニカサリキ}掛と云^{テウトカケ}道具あり^{ニカサリキ}此物

東山殿^{ニカサリキ}此飾^{ニカサリキ}記と云書^{ニカサリキ}其^{ニカサリキ}繪^{ニカサリキ}圖あり^{ニカサリキ}あ^{ニカサリキ}と云^{ニカサリキ}説あり^{ニカサリキ}此^{ニカサリキ}物

我家^{ニカサリキ}に傳^{ニカサリキ}へる^{ニカサリキ}京都^{ニカサリキ}將軍^{ニカサリキ}時代^{ニカサリキ}の^{ニカサリキ}諸^{ニカサリキ}書^{ニカサリキ}に^{ニカサリキ}調^{ニカサリキ}度^{ニカサリキ}か^{ニカサリキ}け^{ニカサリキ}と

い^{ニカサリキ}道具^{ニカサリキ}の^{ニカサリキ}名^{ニカサリキ}見^{ニカサリキ}え^{ニカサリキ}は^{ニカサリキ}京都^{ニカサリキ}將軍^{ニカサリキ}より^{ニカサリキ}も^{ニカサリキ}後^{ニカサリキ}に^{ニカサリキ}作^{ニカサリキ}り^{ニカサリキ}出^{ニカサリキ}

し^{ニカサリキ}る^{ニカサリキ}物^{ニカサリキ}あり^{ニカサリキ}し^{ニカサリキ}と^{ニカサリキ}彼^{ニカサリキ}の^{ニカサリキ}此^{ニカサリキ}飾^{ニカサリキ}記^{ニカサリキ}は^{ニカサリキ}湯^{ニカサリキ}し^{ニカサリキ}る^{ニカサリキ}心^{ニカサリキ}得^{ニカサリキ}ぬ^{ニカサリキ}る^{ニカサリキ}

雜記上

吾家^{ニカサリキ}に^{ニカサリキ}傳^{ニカサリキ}へ^{ニカサリキ}る^{ニカサリキ}物^{ニカサリキ}あり^{ニカサリキ}し^{ニカサリキ}と^{ニカサリキ}彼^{ニカサリキ}の^{ニカサリキ}此^{ニカサリキ}飾^{ニカサリキ}記^{ニカサリキ}は^{ニカサリキ}湯^{ニカサリキ}し^{ニカサリキ}る^{ニカサリキ}心^{ニカサリキ}得^{ニカサリキ}ぬ^{ニカサリキ}る^{ニカサリキ}

元大曰キセナガとハ
 キセナカスの意也鐘
 ハカクハハカセハカス
 ありやハカセナカスの
 スの字を略してキ
 セナカと云太刀を腰
 につくおとハカセナ
 せと云ハカセナカ
 おやハカセナカと
 云それと同一物
 先ハカセナカと云ハ
 ありや

一 禮を着長といふ程ハ版巻腹当胴丸ありとも草すり
キセナガ ハラマキ
 長きおと又着脊キセナカとも書是ハ腹巻後当すとい脊の
 才も合もる 版腹ハラの方より尚く是より禮ハ脊の方
 より是よりおと着長とい大将の禮を云平士の禮を云
 も誤ハあり也 後三年記ハ我々よりきせおとをぬき
 のり馬もを國府へ申す何り是法卒の禮のよりを云
 一 式説ハ腹巻ハ照楯より着長ハ脊板より云け説
 甚くあやまり也 着長ハ常の禮ハ照楯を用て後巻を
 着ると合もる 版脊板より又脊板を腹板と云人
 ありあはけりきき之脊板と云へ古き版脊板あり

- 一 腹當ハラマキと云ハ新兵古の意也之腹を包むハ腹巻とい別
 けし草を搦ててもつけよつれ之草よりなるあり
- 一 神もなす 陰陽軍用記ハ記也 版腹の圖
末アリ
- 一 胴丸ドウマキハ今の世の具足ハ似り胴の衣まつひあり是も衣の
 脇より合もる也 陰陽軍用記ハ記也
- 一 鎧のおとハ毛のふさふさあり 垂細軍用記ハ記也
- 一 腹巻ハ背の方より合もる 是も背板より合もる
 之背板ありとも合もる 背板より合もる
- 一 腹巻ハラマキハ袖あり物也 神符の耐ハ禮の神を云て付りもの
 源平武家記卷五 成親以下 云前黄の腹巻の袖付るを云

善川道標作也
故道標うつり
云ト云説アリ用
ニガタシ

故實に見えり 的出張記云うは不のことす 一 一 不
の子とハヤサシクゆる 空穂はさす 征矢をうり 不のこと
きしたゞ 征矢とさうり 不の腹はさす 征矢の事

一 一 不の子とハ 齒梳ハの 齒梳ハと云 太刀をハ 秘有と
と能出張記は 何り 不の肉 小太刀を 入る事

一 一 法不ハか たる皮をハ けはと 一 一 不の 不の 不
と 的出張は 何り 何り 不ハ 穂皮ハ 穂皮ハ 不ハ 不ハ 不ハ

一 一 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ
又ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ
物ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ

又 弩 瓢ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ
一 一 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ

重 反の 弓を 持 逆頰の 筋を 負へ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ 不ハ
筋ハ 不ハ
ハ 世ハ 絶て 初ハ 人ハ 不ハ
の 逆頰ハ 筋ハ の 逆頰ハ と 二品あり 筋ハ の 毛ハ は 不ハ
と 野ハ 狼ハ の 毛ハ は 不ハ
一 一 不ハ
面ハ 不ハ 蜻蛉ハ の 形ハ を 象ハ 牙ハ

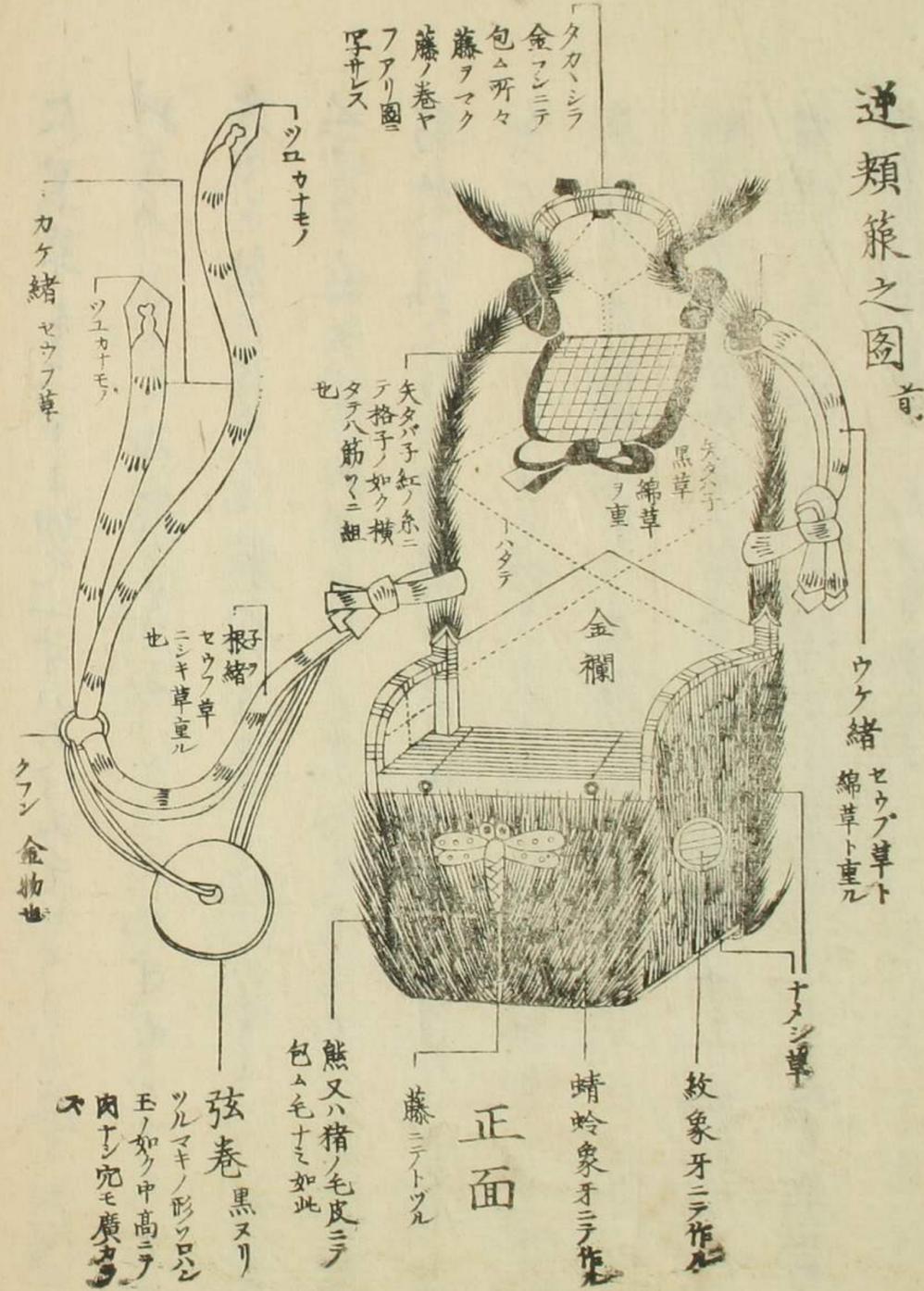
し虫の形ひありしふあし志をぬ虫あれ用とあり
軍陣ひあし志をぬききいふあし障の指あけな
ききけりも同意あけまき結をいん不むまひと
云とんわりの形はゆる結ひし是もゆる志をぬぬ
の戒へ服の左右の服は象牙の紋をゆるてけり
うけ緒のけ結の根結は平介の草を丸の免草を用るけ
結は志をゆる草の弦奏をつあきけり矢たも手の根結
まし格子をゆる矢をゆるの五毛のあまし何むあり
何のめはゆるこのめゆるけり繪圖をて大方あり
細け服をゆるつと若ゆるり逆とハ毛のゆるさ海

あしを云毛のけりし海はまりあし毛ハ下へしゆるを
順とす毛の上へゆる逆と頬とハ服の頬と頬とハ両
の旁をゆる人の形もも正面ハ顔と西の旁をハ頬と
云頬ハゆるあし倍の倍もゆるのつとつひあし
たしけけ服正面の皮の毛左右ゆるわゆるてまゆるひは
左右の旁はゆる左右の旁の皮の毛ハゆるふまむひ
正面左右とも毛ゆる三ゆると云し一説ハ服
の面はつこの皮を用ゆるゆると云しハ説ハ保
正面は羽ゆる頬の皮はあし頭の皮ハ頭と頬とハ
遠くはゆるハ若ゆる云ことゆるわりのゆるあしゆる

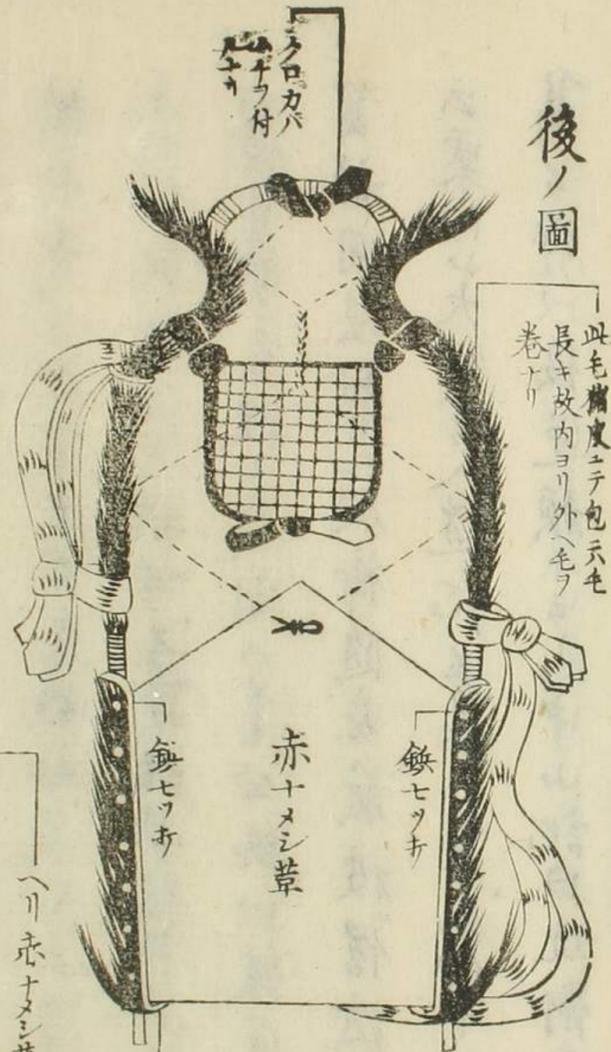
やうのやうに獸のやうきさうして云ふはあつても又或説は
さうのつうハ虎豹の皮又ハ牛の皮を以て色ニ鬼の類を
服の正面はさうのさうなり付を云又さうのつうハ杖
葛カシラと書て細き首を以て纏むる服にあり云説あり
何れも古代のさうのつうをつるよ見ぬ人指帶の説
也是等の説用らるるあり又或説はさうのつうハ素
と書て白き皮を以て巻むる服にあり是も素とさうのつう
ハ白き皮のなありハ義経記卷の五忠信吉野
合戦ノ条に云そのいけ
六尺もろろありは隙横川の如き
と云は作しきハめでなき思ふなり
ぐあやうぞくもまろろのつうぞうたるもろろからんのも

ハ黒草を二寸も切て一寸ハたみておろしり禮ハ五枚甲
地ためしりもさるるびもさあしり二尺九寸もろろ黒漆の
太刀ハ熊の皮の尻鞆入てももきたるもろろさうのつう
ふぞりもろろなぬり篋子黒羽を以てももろろ矢の
笛竹の指ふもろ篋をより上十四束もろろあつと切る
をつつさうもろろさうかいら言もあひあり糸色のろ九尺
五何りもろ四人ぞりも杖のつきとさう右のめく
何ももも装束もろろ中ハ逆類服を用ひり
古代のさうのつうハ服の圖大方たのこさうのつうもろろ
ハ小き絵馬ハ志もろろぬす

逆類簾之圖首



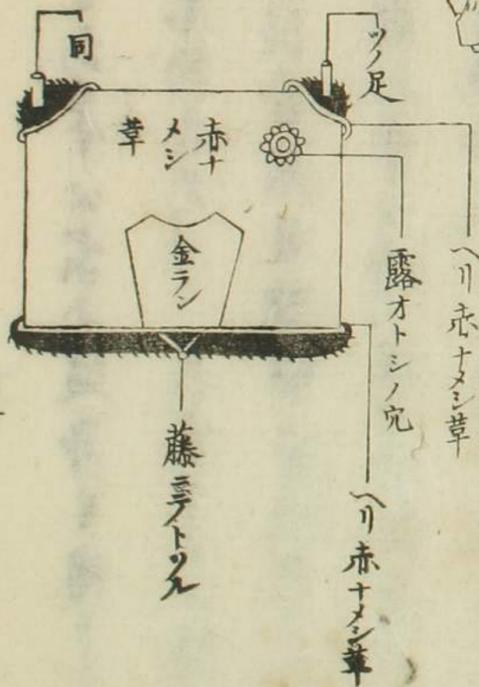
後ノ圖



別ニエヒラノ上帯

長サ一丈フサ三寸
色深紅組紐付ケ
藤末ニアリ

底之圖



藤記土

馬トビノラズ
ニテクミタルエヒラ
也

服ノ字ヤナ
クイトコム事
本也エヒラトヨ
ムハ中百以未
也

逆類ハ武士の之用トあり公家ハ不隨身ト同ク

後照院殿の園白冬 装束抄ハ凡ク其書ニ云ク小隨身

ノ胡録ノ事仰ニ云ク如ク小隨身用逆類僻事故可用葛

欽ク仍弘安十年朝覲行幸之時三位中将隨身用葛

隨身等カ云ク余家者用葛執柄家自小隨身時用逆類

之由信範卿注之猶可為逆類欽後日見信範卿記云

六條普賢寺殿ト上人間ハ葛公卿以後逆類也但少將拜

賀被用逆類是殿術隨身服被借渡申也教律卿

云粟田口大納言入道記普賢寺殿仰トテ殿上人徑用

葛ト卿以後逆類ト中山記曰近衛殿少將拜賀

事被不入隨身服者諸衛態服也而家例用猪皮是

搦録人上下筋隨身共用猪皮取渡件服之辭也

貞丈云此照念院の装束抄逆類トあり類の字を誤て

類ト書ル也又ウ不の字故俗トラトモ云ク款の字を

用ルル死ありト職人号款合の強服は之の詞書

ト書ル所のあきに袖ハ柳志ひラトス款トあり是又古

ト家トモ用ルトモ服あり故存ルのせレト成

ト鎌倉年中行事ト云ク方振儀向トモ涉テ渡者

涉交切符以服逆類ト又馬具寸法記ト云大將軍

中門へ出て太刀をまき又矢を復トモ服ハ逆類ト

搦筋ト云ハ柳
コリノ如蒲柳ト
云モノニテ組ミ
タルモノナルヘシ
隨兵日記云おひ
そハハ五ホウ
ト又ハホ夫モ十
六夫も有ト云
ひのちのちハるの
志ハのちのちハる
布ハのちのちハる
矢十六夫の射ハ
是式の服トモ
トモ
○軍中記云云服
モハハハハハハハ
ありトハハハハハ
ハハハハハハハハ
ハハハハハハハハ

行^{ムカバキ}膝のするは装束の類なるなりたり 行膝のするは装束の類なるなりたり 具足秘傳より

胃^{カド}を一刻^字といふ事物類なるなり

一 左の手に右の手にて一具のけしと云へば

ゆりけ一具と云へば弓馬秘説にあり又ゆりけと

いふへは右の手にて左の手にて一具のけしと云へば

いふよと云へば騎射は用ひ馬よりあつてゆりけと

射の射は左のけしをぬくは是法に馬よりいふ綱を

とらぬあつてゆりけと云へばゆりけと云へば射

おしゆりけと云へば射の射は左のけしと云へば

一 弓矢を始の兵具の類にして軍陣の作法ある佛法の

説多し其はけしといふは今射より佛法甚きことあり

よりして信作をゆりけと云へばゆりけといふは出家より外は

あり依り武家と出家を併にせしむるは法學を習ひ

武具の由来を外にゆりけの事も皆出家の指圖をゆりけ

に佛法の説多きこと根本に佛法よりいふことあり

ありゆりけも出家の指圖をゆりけに依りて佛法より

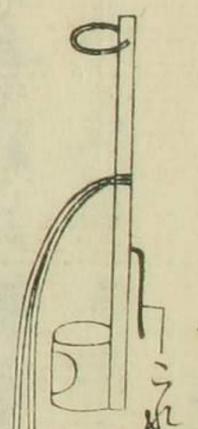
いふことありゆりけも出家の指圖をゆりけに依りて

ゆりけに依りて佛法よりいふことありゆりけに依りて

ゆりけに依りて佛法よりいふことありゆりけに依りて

一 鎧を弓矢の類にしてたの守り換地をぬけぬ

今此世の矢筈之圖
 此形よりよくあるて形
 あらざる



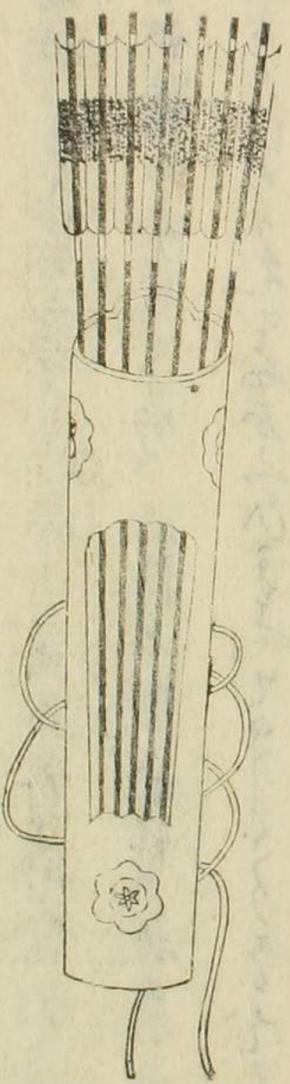
これ腰にさす
 以外此の製作を
 はたして矢を射む

一 尾籠シユ又矢筈シユの事あり記すこと古より古き
 志こと云ハ鞆ニヤの事をも志こと云ハ同類の物ありあり
 あ(て)惣名の物いひしこと鞆ニヤ服と志ことハ同類あり
 別物也太平記在洲佳業は服と尾籠別記し古
 尾籠といひし物と今志こと云物ハ別物あり古
 今世の志こと云物ハ鞆ハ一ツ目足(中)堅り不
 浮け服又ハつちやふとの真ひし神のみ名も志こと
 つら子尾籠新矢籠あり書き用ひ来れども是ハ假字

よて其ハ矢壺と書し壺胡ヤナガイ録シユの一名を云ふ也

(一) 壺胡録之圖

装束圖式之思を以光大補入之
 公家と侍者之目これ真あり



一 服シユの字をいしハ服ありあり深頃シユ和名抄シユ
 又ハあひしことハ後世の事也やありあり形
 遠ひし物あり大新物也但し不やありハ別
 平やありありハひらや似り 壺胡シユ録シユ平胡録シユハ用り
 ありハ後世ハ装束圖式あり
 三 儀一統ハ志ことやありありの志ことを願ふとありハ志こと

太平記ニ藤房
 通世ノ第二海
 人ノ面ノ羽付タ
 ル平胡録ノ服
 ヲ負トアリ
 東艦共十二番
 長森兼平百
 狩胡録由是リ

をばつてまはあしぬおとしゆびを判のき草まじはくを中武と
と心得る人をもあやまりこと草まじ こと草と判のき
の草と云ふ事あり
ゆびをつてまじ中射を具是必傳はる元より

一 エミラ ムナ 敵を撃たず軍中記は云敵をゆめといはるるあり

敵をばよりの方まはれはまじと云くさるるの敵はむじ
をさする身家との身は付方敵のうらうのまじ
敵は矢のきはれ河記あり 敵はむじと云ふ事あり
事上の時の事あり

一 うはがのまじ敵をすま馬家ま云馬まえりや
のまじ矢 ジンドウ 敵は二二二もまた一但家元
ハハタしたるまじまき入ハハタしたるまじ

敵を才家まきして矢はまきしにすへりうはがの
まじ中まはれまきすへりうの敵はまじ又二の
時にもまじやハハタの敵はまきすへり又矢はまき
さすして敵をすま時にもれは敵をうらやのまじは
まじをまじ又矢はまきすへりまじと云ふは不の
ゆびまきすへりまじ但家元まじはれりまじ
まじまきすへりまじを勝つけまき矢はむじまじ

一 サカマラ エミラ オヒヤウ 逆類敵の負振敵を背の志の服はあてかけ結を
花の肩の上より前へまじをれを志の服の下へまじを
結を通して志の服は結なく うけ結の結はあり一篇
まじけ結はうけ結はあり

耳鼓實ニ腹ハカ
 耳ヲ法巻ニ合指
 一有るを何うは時ハ
 多ク弦を丸の肩工
 二有りてうけ弦ハ
 通し接ぐ弦巻
 左の服下ニカウシヨ
 のぎ也弦巻のあそ
 びあり

めは有る耐ハはる巻ハ左の肩のより後一節に白
 布を十徳の帯のこころとては服の手の下の方へけ
 て腰にゆひ付れど 鎌倉年中行幸は此服逆類ハ上帯赤と
 其上帯赤き用テ但此ハ逆弦あり
 一 弦巻ハ弦を巻きまわしお之今ほさふらちのふあそ
 作り也まじ古ハ皮をも作りしこふらちも作りし
 草のくまきと作りし今ハ弦巻ハまんぢうをこつ合
 たるぬく丸あり古ハ弦巻ハ算盤の玉のごとく杉形
 のやうなりありしこ中の穴もせざし七の穴唐色
 一 ツルフクロ 弦袋と云ハ弦巻のりこ古ハ弦袋といひしこ古ハ袋と
 してあそおそも袋と名のくるおそ尺袋ハ紫檀を作る

女事三月丸魚
 雙ト云也モ箱ノ上
 フ敷ノ皮ニテハリタル
 モノ也其上ニ金銀ノ
 魚ヲ作り付ルハ腰
 ニ付ル飾り也
 家作ニテラ入テ置
 所ヲ尺袋ト云也棚
 ニ襖障子ヲ立テ置
 テ袋棚ト云袋ト云ラ
 ハ物ヲ入ル惣名也又
 鷹ノ餌袋モ縫丸
 袋ニ非ス能也
 こつばももつ袋
 あつこれハこつばの
 まがくのうらまは
 るは袋これまは
 こつばの弦袋とい
 ふ

箱ふれとも尺袋と云類 懸雜用抄を見えり 清國字版
 而藏の書也
 近代まで弦袋と云ハ弦巻のり也 知りも今ハ弦袋
 とつた物を残お見え絶ハ作りて用れハ誤ハ太刀ヲ弦袋
 付くる事 平家お侍太平記等に見えり
 一 幕の乳敷ハ二十八也 十カス 是也二十八宿 かどどろ 此説陣
 幕の乳敷ハ二十八宿の内半宿を除く廿七宿なり
 今向ハ半宿と云星ハ天の丑寅の方より何れ鬼門
 あり星ある魚尾を除くとそ真丈云半宿を除く
 とつた近代の説に用へる古法ハ半宿を除く
 草蓆の弓の敷敷以外の物も廿八宿と云物あり

東鑑卷之九三云此
 旗之形介義盛
 爲御心 須知
 別章方於 三守上
 日可合 持之由
 云々

考これとも牛宿を條々半ハあり幕はかきうて牛宿
 を除くもいされあきまひし

うは不の加むどのゆま半まで袋を作るとり付
 けおくをばり袋と云へば袋は羽織りを入敷し又人

此条をもいふをきく 弓馬あまうる袋はうらふありとい
 けるし陸軍の布名の袋とハ別し

旗幕扇周布あきを作り ハタマタ アキ ウチハ
 カハ 梵字又ハ併名を書き出敷

か接ぎやせ用る軍中 古心真の心候 ハハ併名
 カハ 用敷ハこそ遠奥を貴くす人きうある天十の人階も
 人ハ少くして思ふ人ハ多し 愚人ハ併名を伴作もく
 大将併名を用されが愚人の心はかまらば心はよふにせられ

そむく心出果ふし佛法を用るハ愚人をつゝふるの
 方便 ハハ併名 思ふき大将ハ併名をつゝひて謀のたすけとも
 愚ある大将を併名つゝもれて謀をもあそこあふし併名
 ほくある併名つゝもるふとの是別を味ふべし

一 尻籠といふ物上古ハと云く前も云ぬく矢をもる物の
 物名の如あれとも ゲルエ 惠法平の應訓徳集下字集
 蓋囊抄あぢる尻籠の名えハあり 腋と尻籠と二お
 書たり 太平記も人のとき捨てる モラタカ
 シニコ 腋竹尻籠とき
 捨くばうり集くと云事 又云忠竹書も
 うはがの事 中畧 腋矢籠ふとあひしうがぬしと云

義経記はよこの文
 とくきううよあひ
 ありトアリ是ヲ以テ
 按ルニ古ノ志モ今ノ
 志ト負タルニ似タルカ
 蓋ハ矢若カカニテ
 シト古記ニアリ今ノ世
 ノ志トモ負ハハ矢若
 下リニナル也然レトモ
 今ノ志トノ事ニハア
 フヤルベシ

連考
 尾籠ハ今世のまこと
 とハ別あり矢車下
 書て壺胡録のこ
 ト也此考別二冊
 ありと云ふ

ありあり是亦も箆と尾籠二亦も書りて尾籠ハ本
 一ハ尾籠ハ本見あり鎌倉時代の事と云ふ
 元弘建武以来の比より尾籠と云物を用ひし物
 ありて一も世も今の世もあはれ尾籠と同く物
 おりつうかしの製作をさしむるの古物と云ふ
 一 下總國麻崎郡香取明神の寶藏に上古の箆
 あり其形も箆之矢たも手の草もあはれか
 りしと云ふ矢
 一 ぬりの箆もあはれ是ハ祖徳の矢を
 同祖徳も矢たも手の草をさしむる太平記
 矢たも手の草をさしむる太平記は矢たも
 手の草をさしむる太平記は矢たも手の草を
 さしむる太平記は矢たも手の草をさしむる

辨古代の繪師のかきこる武者の眞る箆の
 也箆のつらも矢たも手の草をさしむる
 ぬりの箆もあはれ是ハ祖徳の矢を
 古以来作らるるたも手の草をさしむる
 圖を以て考れば京都將軍の比もや矢たも
 一 箆のつらも矢たも手の草をさしむる
 作らるる根も手の草をさしむる箆ハ祖徳
 矢たも手の草をさしむる不及之を箆の
 て矢たも手の草をさしむる見ふ見ふ
 出さるる也 祖徳も矢たも手の草をさしむる

けぬの草もかうも根もあきぬはすもくは二部
包好といふ草の根はえをわらもすもくは二部

一 武説は古ハうはと云々のえをさしたる後は穂を伴うて

かけしるぬりすと云々真丈云は祝部こつは云ぬ古也

まへえは古のうり不いか備うまはいうり不のまのこをすもくは二部

昔の人ばをこけてとのうり不のぬ作りあしるゆ多賀

直忠少書こええうりくと云ぬのまへええす

一 禮をさるすをうりぬ云ぬ古も保元お語の武者

所元以下 甲冑をうりひ弓矢を帯もくは二部 又同書

こあ甲けあ男あひハ甲冑をうりぬ。兵を平治お語

よ云 甲冑をうりひ弓矢を帯もくは二部 又同書

曾我物語は後陣の多どの武士ハわつちうをうりひ弓

矢を帯もくは二部 隨兵上下は二部

一 太刀は弦袋ひなみのり付りハ草を細かたて弦袋は道一

こあすそそのもあよ太刀の帯とりを道一そ太刀をさ

弦袋ハ太刀のあし二部のちあはるこ真昌記は二部の巻

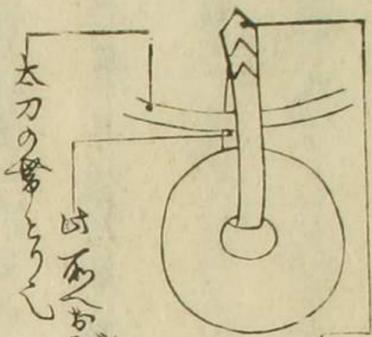
の草のひろきむが種すそかめられすつけ合かたは二部

まこつがうりもきれ二ツのまきあう合ハ亀甲ハ取は祝部

也太子をんどの誕生の時はまきあいのせよ太刀を帯も

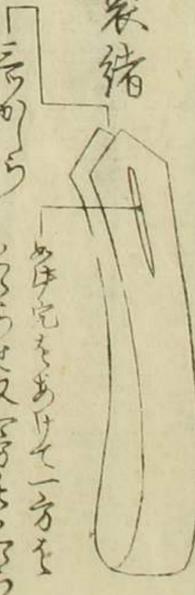
まこつがうりもきれ不祝部也ま

○弦袋の緒之圖



「はなかわ入れをまゝくわ入るゝ字をあけあつた
たうひはくわもくわゆるりのより草のこゝにひき
あつたさきさき合をあつたひひくわ電甲の形に

弦袋緒



「はなかわ入れをまゝくわ入るゝ字をあけあつた
たうひはくわもくわゆるりのより草のこゝにひき
あつたさきさき合をあつたひひくわ電甲の形に

楯の板をまゝす
とまゝの楯に共
とまゝの楯に共
とまゝの楯に共
とまゝの楯に共

一古ハ合戦はうげうを鉄炮のあつたはなかわの楯の板す
楯板あつたをうて矢透るるかト後は鉄炮あつた楯
けりさあつたはなかわの楯の板す
あつたはなかわの楯の板す

一軍法と云ふ軍兵の人数の組合より旗貝鐘太鼓木の合

軍の定まりて軍中の法度法武の定法を云ふ

一軍術と云ふ敵をわらわすきあつたを云ふ謀計あつた

一兵法と云ふ軍法のるゝ劔術のるる兵法と云ふあつた

也 以上三ヶ条武具のるるはあつた

一ふび楯ハ已けあつた 首を切て入るあつた 又行罷り首を

入る行罷り首入るる保元あつた見ええう

一楯の後はあげまきをむまひ付て神のあつたの緒をあげ

一巻はひひ付りの神のあつたの緒をあげ

一とらめあつたあけ巻の一名をとんがう緒と云ふとんがう

と云ふあつたあけ巻と云ふあつたあけ巻と云ふあつたあけ巻

光大曰武芸は精幹
を分るゝあつたあつた
戦もあつたあつた
権略天皇阿岐豆所
内藤の時あつたあつた
天皇の甲腕をいけ
るはあつたあつた
あつたあつたあつた
あつたあつたあつた
あつたあつたあつた

遠江軍器
軍神を初
まると云ふも
上りハあつ後
是のうし其鳥
を神とせらる
なり

糸幕旗イトマクの布帛ハ如人の織る物あれどもそれハ又ぬる様
と云心し月あを雨て残はひたしそ紙を利刃キレモノをぬく
ハいふある名劔テと云くある物こと唐の荆川のあつて
しる武編といふ事まゝ云ふなり又軍器ハ軍神を初
清もあつ月あ様の様を云ふと云ふ
細うろがと云ハ騎馬うろがの事也騎馬うろがとハ毛は
うろがと云ふなり
うろがと云ハ騎馬うろがの事也つまのうろがと云
やうと云ふなり中付しと云は徳和坂之記にあり
つねのうろがと云ハぬりうろがの事也騎馬うろがと云ハ

毛織のしけ

弦袋フルバックの多今ハまゝ江州水口細工の葛アヲを織るを用ゆ
古ハ草を作りしを左右兵衛尉ハ赤皮左右兵衛尉
監皮アイカのつる袋を用ひし源平盛衰記ハ又云ういため
はまて市地を作り赤皮藍皮を織ひ色むぬへ
たうと云ふ事ありといふ竹鹿タカシユ即竹鹿
鹿籠カを云ふ飾抄ハ清府隨身常就尾胡録切文
負フイ鷹トビ胡録コ可也又今昔抄鷹トビ胡録コの胡録
ハ雁侯のうろがハ征矢四十斗ハ又源平盛衰記

光大曰槐林記
 二云兼安元四月
 二日晴武官陣
 衣之事直垂ハ以
 蜀紅^蜀爲勅免餘
 在關外之權云々
 按此時鎧直垂
 ノ制度ヲ始テ立
 ラレシト見ユ蜀紅
 ノ錦ノ直垂ハ勅
 免ニアラザレハ着ス
 ル事ヲ得ザルナリ
 餘在於關外之權
 トハ關外トハ京都
 ノ外軍中ヲ指シ云
 也餘トハ蜀紅錦
 アラハル東京錦
 倭錦ノ類ヲ云蜀
 紅ニアラザレ錦ノ直
 垂ハ勅免ニ及ハズ

軍中ニテ大將軍
 心ヲカセニ諸侍ニ聽
 ス事ヲ云也右武
 器考證ニ見エリ
 槐林記ハ後徳大
 寺實定卿ノ記也

○又クハレヌモノハ
 フスベタルガヨシ
 フスベラレヌモノハ
 ヌクヒタルガヨシ

一 鎧赤垂の色の多平治物語 待賢門 左馬の佐重盛ハ生垂
 母之今日の軍の大將あれが赤地錦の赤垂とありは初め
 て源平盛衰記係元勅後平治物語ホを云れハ大將も
 人ハ十九ツ色ハ皆赤地の錦之外の色ハ稀あり大將
 あらぬ人も錦を着るハあれも赤地錦ハ又云はれハ
 こも實盛ラ老後の思ハ出とて宗盛ハ彼ら時赤地
 の鎧の赤垂を引給しあれ赤地を忘るるも教ハ(函)
 一 證赤垂ハ四ツの色と云ふ事あり證赤垂羽振の赤
 あり又藤田赤子も志けり由ハのひさしれハ四ツの色
 をゆめと云ふ事とあり四ツの色と云ふハ左馬の神口

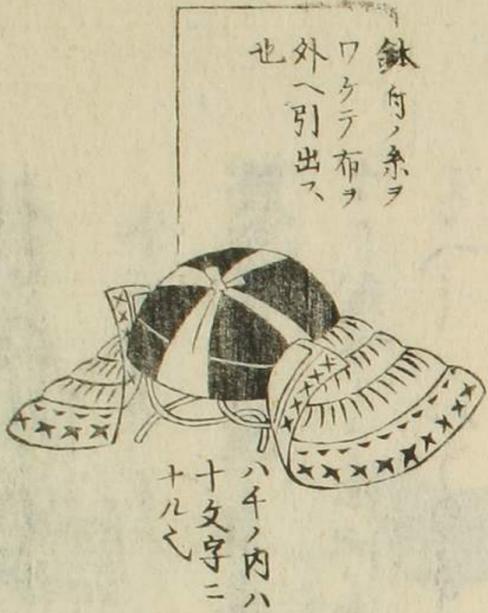
のくまると袴の左右のまをのくまると云ふは四ツの色
 くまると袴のまをのくまると云ふは地をさし給して
 袴を括入^{クワイ}之を袴を引給ふはびざをよせと云ふハ隨兵
 日記云大將先よりひ赤垂ハ我々の故をぬみおま
 織付^{カハル}はるへ一但四ツの色をを入へしと云ふ
 草^{カハル}於^{カハル}は作りたる武具又ハ矢の筈ありハ土泥ありハ入
 ちけハ必虫喰ふおち虫の食するおハ泥鯁^{ウナギ}を焼て
 ち^{カハル}焼て能くかき(まへ)虫食ふ事なく泥鯁
 ハ虫をさるおち小思ハ泥鯁をくじき腹中の病^{カン}
 の虫を去へきるハ鎧^{フダ}キ刀の柄ありハ泥鯁の皮を搥

庭訓往來下学
集族囊抄系系
桂末才ノ類ニモ
ガイ又サイハイナ
ド、云文字無之
小笠原元長ノ
隨兵日記ニ毛扇
ノコニラハヤウハ
有リテ團扇ト
ガイトノ事ハ無
之隨兵日記ニ文
明十八年ノ書也

かまよし一久遠ありぬらひあり

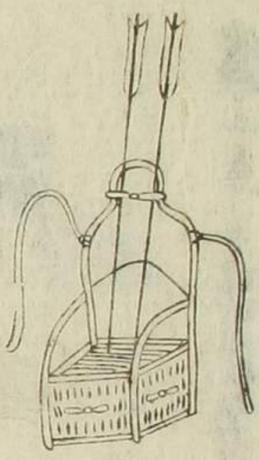
一 さい 又さい と云 古ハ無ク海平の戦の法より室町殿の
代よりさうとさうとて海平盛衰記平家物語傳元
物語平治物語東鑑太平記等ハハコト云クは上古
の書ハハコト云ク九十年後三年ホの徳巻物語も
見えず 甲陽軍鑑ハ海平義朝臣末子ハコト云ク
三三三ノ孫ハコト云クハコト云クハコト云クハコト云ク
ホツス 掛子ハコト云クハコト云クハコト云クハコト云ク
らずさいハ武田信玄の家ハコト云クハコト云クハコト云ク
上古の法式ハコト云クハコト云クハコト云クハコト云ク

をつま道具ハさいと名付ケ竿の先ハ細裁ハコト云ク
糸ハコト云クハコト云クハコト云クハコト云クハコト云ク
糸ハコト云クハコト云クハコト云クハコト云クハコト云ク
道具より思ひ付て軍此さいを作リ成ベ



一 古ハかまよしハコト云クハコト云クハコト云クハコト云ク
うけ張ハコト云クハコト云クハコト云クハコト云クハコト云ク
を布目ハコト云クハコト云クハコト云クハコト云クハコト云ク
糸ハコト云クハコト云クハコト云クハコト云クハコト云ク
鎌倉實朝公時代画師也
糸ハコト云クハコト云クハコト云クハコト云クハコト云ク
後三年の徳
巻物語ハコト云クハコト云クハコト云クハコト云クハコト云ク

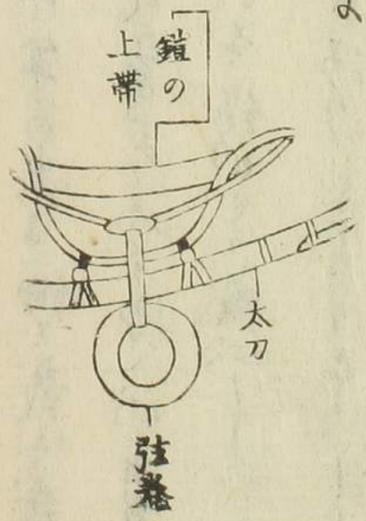
一 後三年の徳巻物語ハコト云クハコト云クハコト云クハコト云クハコト云ク
籠の目ハコト云クハコト云クハコト云クハコト云クハコト云ク



此は其の辨之是きうつろの籠也
 へきは服を真する辨うけ結を
 肩よりけむらけ結うけ結とあり

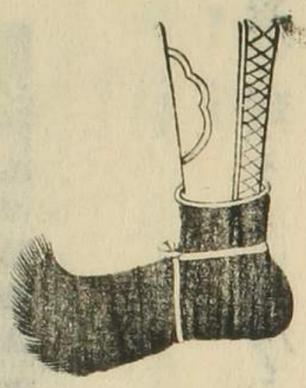
腰の廻を引廻して結する辨がきつきうり是ハ弦のあや
 まりぬへ一弦のあやの原形あやはうとさき
 へへ一やうのあやハ古画ありと一概は信まづうり
 一弦袋のうり後三年合戦の結も

是をさるハ太刀也帯とあり
 つらすハ服の結も一はに別
 一弦袋も結を付えおひる



是にるあり古の結のこも

一 後三年此結も是なる智の馬二おたのめ



三井寺合戦ノ条

一 後三年此結も是なる智の馬二おたのめ

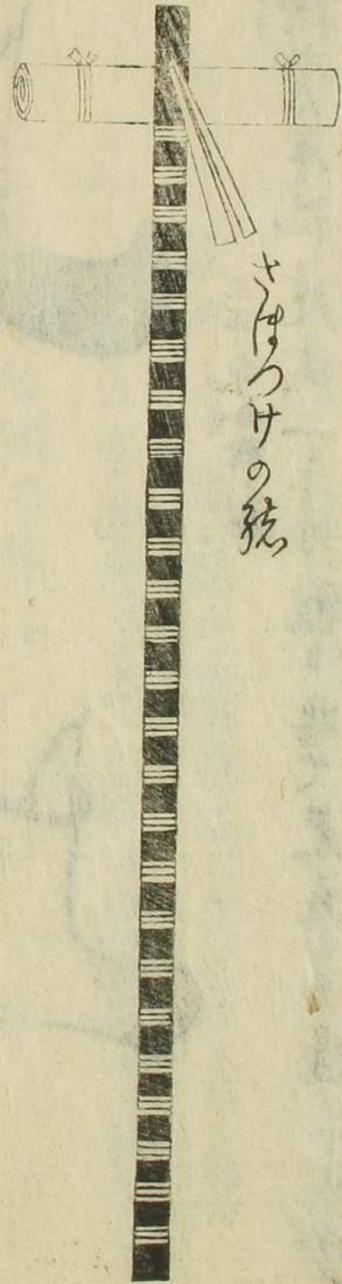
合戦の繪



の中よめはありおとつら結もはるあり古ハ手不
 云一結へ一又長刀也えつらそのま刀は智のあり

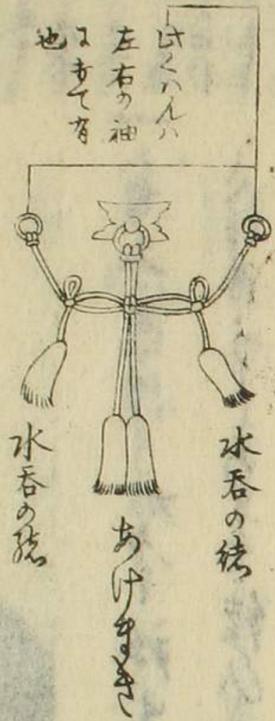
平家朝臣卷上
 遠矢の糸は五
 もあき白ま
 一あられひさう
 て保氏の旗の
 まさけつかけの
 ついでに種はそ
 るをいりち。

一 義家朝臣の旗後三年の旗は足るは色白く其紋は二幅
 してはもその方めりきりよせす旗是の収馬とてしるを
 持也又もを細めりる馬をのこり



一 旗類をうけたる武志一人後三年の旗は足るは猿類を古
 一ハは類とも云面類の如くして鼻もあきりる旗のあ
 くのあきりるもの額の下ハからす類と腮とけり

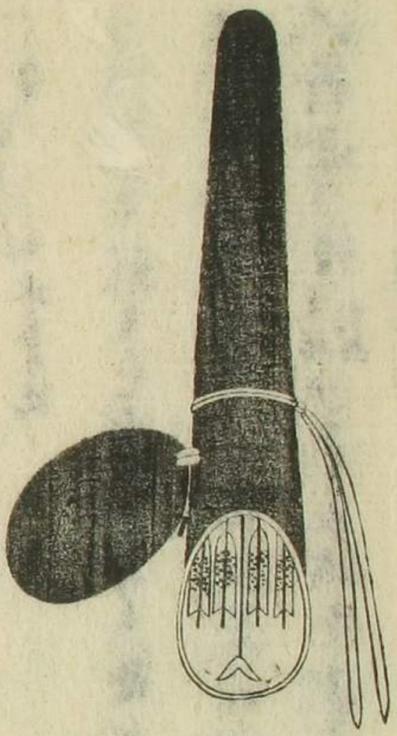
おそものハは類をハツフリとてハハツフリハは類とも
 守着とも書く類はかろ物
 旗の類の如くして旗をわけてつけのあけきりるはひつけたる
 新後三年の旗は足るは馬左の如し



水香の旗
 あけきりる
 この旗をあげきりるはひ
 けりるハは類のあきりるはひ

一 旗は不の形も七の世はありと後三年の旗は足るは法然上
 とい其おろりり後三年の旗の馬左の如し法然上
 人行状の繪 土佐之 古画 ともみはさるるはひつけたる新後三年

上未をさする法
 兼書に云空極の
 中より遠方津以ち
 りをさするに
 羽の方を下し
 逆さし
 自然に遠方
 さるるに
 以て空極の中
 さするに
 をさするに
 さするに



矢のぞりぬれのうらな
 のこころさうたる
 さするに
 さするに
 さするに

一 舟み 意月 かの 祥雲 したるに 祥雲を 示すに
 一 重をちり 巻まきぬ 結余り 後ろよ 巻く くれろ くれろ
 一 して おもて むせ 結余り 短く あり 是 二 重をちり 巻く
 一 禮の 小舟を かくらふ つらひ 糸 二 重をちり 巻く
 一 小舟の 徳を 賜の かりて ぬる

小笠原元長
 兵日也
 扇の
 兵日也
 十八年
 聖徳太子の時
 代は
 風を
 扇は
 三後一統
 陣うて
 扇は
 是准
 又

後三年の 隆の 祥雲 之 通世の 具是 小舟 候
 一 軍配 固扇を 以て 懸引の 下 知を 考
 一 語保元 平治 物語 隆平 盛衰 記 平家 物語 太平記 亦の 古き
 一 軍物 語は 考て 元す 軍配 固扇 上古 あり 甲 陽軍 鑑
 一 又三後一統 又 尾 山城 國 太素 廣隆 寺 聖徳 太子の 團
 一 扇 あり 意ひ 傳て かり 固扇 あり 徳を 考 軍の時 舟ひら
 一 澄接 も 固扇 を 用ひ 謙信 信玄 の 以より 舟ひら
 一 古の 固扇 を 用ひ 是れも 舟の 舟の 舟

名付て彼の骨よりして地紙は漆ぬり油絵あるなるあり
唯の地紙竹骨の扇に緒を付しその両おきぬる也

一 後三年の絵は見えざる 指常のこころ 四角より細長し

それより上の方より黒くさく見だすの紋を一つ書し

一 後三年の繪は見えざる 幕四幅より五幅の幕一つ見えざる

何れも上の幅二幅は黒く下の方ハ白又ハ上二幅白下二幅
黒より紋ハよりかきを寫しとも何れ幅を向ひ合はざる

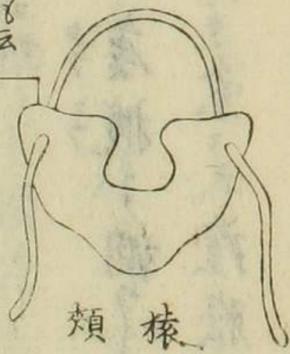
とあり紋の付所何れも上一幅は紋を書しより義家の降

成時所ハ赤き幔幕之青白あはるも何れも何れも何れ

紋あり たるものさくは海船の旗の 又無紋者白幅交もあり

一 鉄面は品あり面類ハ款一面より満る也 目の下の類は

目の下よりある猿類ハ鼻の所あり也



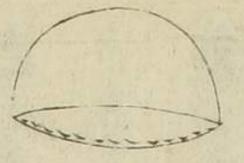
此半類ヲ當テ半首ヲ
カブレハ面類ト同シマウ
ニナル也 此半類ノ鼻ヲ
取ハナシニナルヤウニシタル
モアリ 鼻ヲトレハ猿類
ニナル也

此猿類ヲ當テ半首
テカブレハ其類ノ猿類
ノ面ノ赤キ所ノゴトク
也半首ト類當ハ猿
ノ面テノ毛ノ所ノ如シ

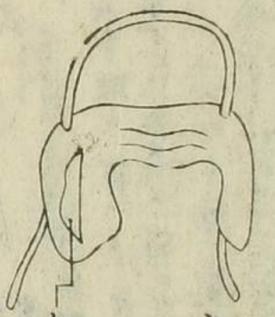
一 鉄蹄の事ハツアリ
月かがる神之又身燈は出立時由を不用して鉄蹄も有り

小手ス子アアニ
シカリカタビラ
ラアテラ著ニ鉄
鉢ヲカフルナリ
身ヲカク出立ニ
ナリナリ

用し中首ハ頭の半分切しぬをわらふ道具之目の下の
頬面をくく中首をかめれば面類同あふある也



カナガチ
鉄鉢
内よりけりある布を
羽の縁もせり



ハツプリ
半首
是は後を傳
下ハ半類ニテモ
種類ニテモアル
大カヨケ

一古ハ具足櫃とのあまも甲冑をハ唐櫃ヲ納りて
義經記ハ土佐房義經の討ちより上々条ニ云壇腹巻
入るるかひつをこもると包みたるを引き熊野のま
をねと云札をけりりりり海平盛衰記卷廿二新院盛
源流の条ニ云富士川のまをこもるは此の具多ク捨り

中ハ忠信と福喜の唐櫃一合ありり平家おぼ
方代の恙長唐草を唐櫃に入れてかきせらるる具
足櫃といふおの代作り出たる也

一上腹巻下腹巻のりも盛衰記衣水平巻の上よりなるを
上腹巻と云右の装束のりも恙長を下腹巻といふ
盛衰記卷廿二ハ牧合 兼隆紺の小袖上腹巻といふ
之も同卷一 五等ノ夜 宗貞ハ布衣の下に萌黄の腹巻
衛府の太刀佩りり同卷上 静憲入道 滋同結の赤巻
又菊綴りて下腹巻も先ありりり同卷十四 三井寺
兼圓阿闍梨慶喜ハ下腹巻も衣装束同卷廿

東鑑卷廿四阿
闍梨公腕腹巻
ノ上ニ素絹ノ木
ヲ著ス同廿四云
東大寺供養之
日任右大将單
之御出之例御
束帶之下可令
着腹巻給云

五 義経院 家貞ハ狩衣の下ニ細束威の腹巻を忌し

貞丈扱下版巻と云ふ事ハあれども
下遣と云ふ事ハ云々あり

一 弦袋 弦巻の太刀不付事古ハ五位ニ官の者ハ廿ぬ

位ハ從五位下以上官ハ左馬の尉右馬の尉左兵衛尉右兵衛尉
尉の者ありし人ハ是等ノ官ハ淺位ニ止りし

ハ武人ニ終りしニ依テ弦袋を脱りて左兵衛尉右兵衛尉

左右衛門尉ハ藍皮の弦袋を付り申右衛尉信連ノ事

越前平盛表記 卷十二 倉吉 信連ノ事 又陸奥ニ義家

於臣武衛家衡ホト 合戦の由を舍身左兵衛佐義

光守ニ越前兼守獲の官を辞退し弦袋を解り致上

是を潜し奥州へ下向せしは在艦又云々ト又

磁左馬の尉左馬の尉の時出仕ハ本朝巻の刀を

本太刀を付せしり 叙爵 長五位下 の後ハ本太刀ヲ弦袋

を付し申太刀記云々ト 本宅や美本太刀と云ふ事ハ

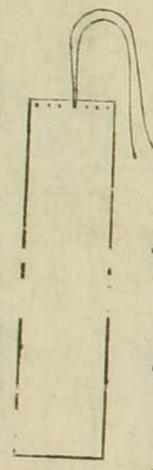
一 腰小旗 コミコハク の事 平治物語 侍門ノ事 云々

一 日ハ云々トてかきしり源氏ハ大云々ト

皆云々トて白くりし事云々ト腰小旗と云ハ後世

に物とする脊旗の事云々ト是ハ神志云々ト

云々ト一是ハ肩子の事云々ト袖ハ神志云々ト



よハ勝少旗を身は何方よりそそも敵をまきれぬるの
きりーあー

— 古代ハ程も腹巻も 胆丸も皆札ハササ馬めりを刻コリコガサ少札シ
ササ令札シ兼札シあるハ馬めり札ササ之古き袴ハカマもあつたも
皆馬めりササ手も書きこつてぬぐ毛の名ハ皆札をどかして
身ミ草クサう袴ハカマう袴ハカマうぬぐぬぎうの色を以て名付るもあつ
近世ハ札ササの形カタきキまマ格カクへヘきキもモきキ備ビくクはぬりて札の
形カタと札のぬり色とどかきと三糸を合せておどぎげ
の名を立り祝あり 古代ハハ無くもあつ

— 道の神草より上の方ハ白く下二段程ハ紫もも崩

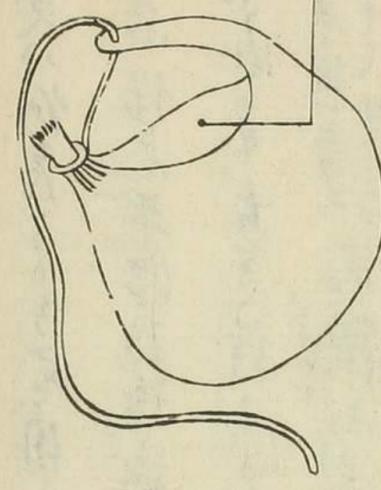
黄もも又ハ何をももきを用ふるをハ紫タニ袴前黄タニ袴あり
まへハ名保元平治お侍盛衰記に外古き軍物袴ハ
ハ見元ミタざれも古き袴ハカマハ見元ミタより上家装束ウケ兼カミ黄キ極キョク
ヒラ平結ヒラ結ヒラ又ミ鞆ヒラありヒラ紫結前ヒラ黄結ヒラ極ヒラ
袴ヒラありも云名あり皆上ハ白く下の方ハ紫ありも
何色も深フカくもを云イ袴ヒラの字ハいつとるといふ字あり
いつと名ありと云又同一ヒラ者ヒラの袴ヒラを裳濃ヌツゴと云ちり
足ヒラも人あり深フカく
トモ鞆トモといふ物ハ草クサをて作りて形ハ鞆トモに似ニたりもあつ
緒も何り上古より村の腕ハ結付るおき足

上古ハ鞠ヲカラ
 氏云猿威高鞠
 フイヅノタカニ
 トヨム日本礼ニ
 アリ又ホンダ
 ヨム日本礼ニ
 今ノ神室ハ地
 フ黒クスリテ
 巴ヲ白ク銀フ
 ニテカク也

はる左の腕を
 てく付く中空
 杯あとの

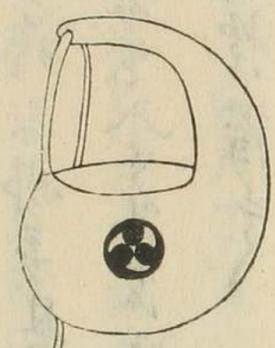
弓の弦を腕を赤つを防ぐもの也之鞠ニ二あり
 武用の鞠と俵勢神寶の鞠と二あり武用の鞠ハ
 熊の皮を作り毛ハ裏の方腕を通す所ハ牛の革にて
 糸を付て紫の組紐を付て又神室の鞠ハ麻の皮
 糸を縫て胡粉をぬりて墨を以て縫をせしむ
 ハ延喜式と云ふは云々

武用の
 鞠之圖



光大曰延喜式 兵庫寮式曰鞠一枚
 功一熊草一條 鞠料長九寸廣五寸半
 草一條 鞠手ノ料長五寸廣二寸 鞠袋
 料紫表緋裏帛各一條 長

大神宮
 神寶之
 鞠之圖



尺六寸深一
 尺四寸五分

著緒一處用紫草ヲ云々 貞丈曰兵庫寮式

一丈一尺三寸廣八寸 縫紫絲二銖録組
 一條長四丈〇又大神宮式鞠二十
 四枚 以鹿皮縫之胡粉塗以墨
 畫之納持麻筒二合徑一

之鞠是天子御物不塗不畫也大神宮式之鞠是神室
 塗以胡粉畫以墨也後代鞠張不存無作鞠者故今神
 寶檜木以摸作其形塗以墨畫文以銀粉其形圖三鞠繪
 在于兩傍彩色黑白與式相反也
以上貞丈翁の
 鞠考を以補入

貞治五年十二月廿日二条攝政殿良基公所御奉御覽
 中行事致合射場始致の事書よむ御奉御覽し鞠御奉御覽

弓射やうけは色も今まきあきとやありと治の
以てや鞠身も終て知人かくありし

一陣羽織と云物ハ天文おの以始り物死東山殿の時代の

書あはハ元元以室町殿日記云 室町日記ハ徳名
の日記ハ天文源

年中の日記ハ其字の
室町日記ハ別あり

得能使さす中山多許を有はは世を以て

心もあはれ初先百は能は馬具大綱鞆象眼

の終三掛并具是羽織十個下中山何せむ

念を入させ中山は清取可者といは於於亦使射の

比世澤き

六月十三日

猶林市左衛門長高

古きと好修理右義長あつて物も羽へ送る状

具是羽織ハ陣羽織の多し義長ハ天文水録の比の人

は羽織羽織ハ世々用ひしものと見たり

一 テボコ 手許と云物源平盛衰記義経紀亦所くみえり

是ハその書^{スヤリ}の終あつて後三年戦の終は書終の

みくあり物みえりし書あはれす多許あつて

一 近世禮を作りは襪師紙捻を以てその^ミの脚の乳

の辺のす^{是ヲ乳襪云}尺を以て其人の脚は志をせて禮の脚を作

るゆへ之を志を其れハ紳と云はれ是禮の脚了

古ノ鏡ハ右ノ方
合ス其アキマラ
フサク為ニ腸楯
ヲ當ル也右ノ方ハ
アキテアル故大男
ニモ小男ニモ身ニ
合サレナシサレ
ハ古乳繩ト云フ
ナシ又古ノ筒花
ハ右ニテ引合スル
夏ハ今ノ具足
ノ如シ然レハ胸ノ
中ニタツロキ有
テクタクヒリス今
世乳繩ニテ作り
タル鏡ハ背モ胸
モクワロキナクマ
ル故大ニハタラキ
息キリタル時ハ
甚クシキ也今
世新ニ鏡ヲ作
ラハクワロキヲ尊
ニシテアツラヘ
ベキ也

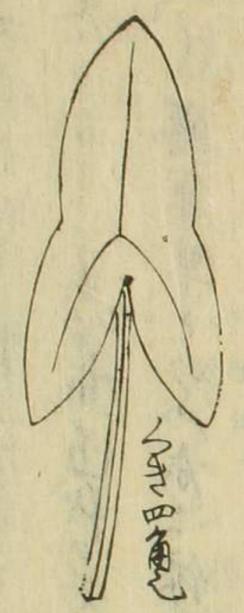
くろりぎあしと法よりぬく古作の鏡ハ胸よりくろりぎあ
ぬく久安忌と存ても辨くくひとぬくきく作しと鏡
と古作の鏡とを著くくで知く下又重代の鏡ハ先世
の鏡を子孫と傳へて著きより古来よりまきとそ
人との乳繩をぬひと別す法をそ作るあり下胸の
内よりくろりぎあぬく古作の胸も冷ぬく形くく鏡を作
るきあく古作の鏡を多本よりそそす法をそ作
らせたよりよきと義經記は毎本より鏡のぬくところより
かまけくろりぎあぬくきく又左平記は匹檀妙言鏡
の引合より先世と此現取ぬくきくもきくも胸の

ぬくところよきと知く下

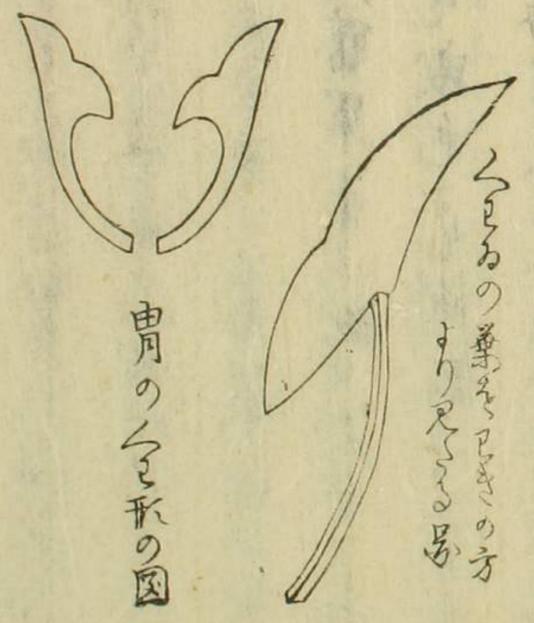
古き物語は我あきぬ服をから言よ負ひあり又八苦
言よ負あき云ハ胸をよぎと言く上げて負ひよりハ
あきす大兵強力のて矢尻を長く引くぬ服を負たる
辨矢尻をくすおのりかから言よありと下ぬく鏡
能ハ言く上げて負へむ矢ぬき出くき物あり
毎本より七の道具といふるを世にいひ傳へ徳も珠能心
大槌大楯鏡は^{ツチノコキリマサカリ}持たす^{ホウ}ゆがりあきをたをぬく月
負く^{カナクマデ}神を給くく之義經記をそりよ毎本より
くろりぎあしと名目ハきく義經記の内位者大物ニテ不答

幾の葉は云むさう房ハワギと弓矢をハハくするもの四
 尺二寸ありたるつらき葉をそのたかきつて岩をさしとて
 刀をさしわのめりてさすまうらふいふ海蘆蘇ハ海をを船
 づらりひいりて入て身をもちきけ持たる物ハいづる
 の木の持の一丈二尺有るふらうづらひせしよとひりて
 うら石づきうたるを船もさす小舟のつらきまを
 葉とさし是等のるをさう道具とほよひあつて
 たる物ありて膏は厚くふあつす毎にさり入毛
 うら又つらもさるは是ホのあをを用ひらるは阿比
 胃^{カク}の^{クシカマ}淋形と云物ハ^{クハイカタ}菘菇形と云ハるはと云を畧して

ぐらうとさし又を物に付て淋の字を低う用をせしむ
 うらを用るものぐらいと云を^かと云あつてか^かの^かの
 めりてさるは又用と云
 ○ふらぬの葉の面の畧
 軍勢を加へるを^か威勢を^かかふ^か
 勢目おきさるは^か威勢の^か威勢と云

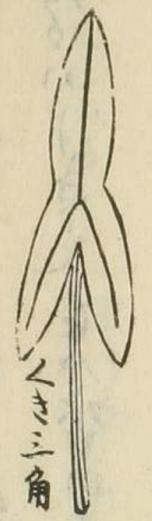


○昆布を^{くま}と云ふは^{くま}と云ふは^{くま}と云ふは
 勝をト云ふは^{くま}と云ふは^{くま}と云ふは
 十に堅栗ヲ勝ト云ふは^{くま}と云ふは
 強ニテ^{くま}と云ふは^{くま}と云ふは



あつてはくまぐらハあゆむの葉の形しあつたる勝軍草

と云て澤草もおもむく威あり胃よりと云形ありと云
 け説ありあり之右の説のこゝろありハおもむく地草の
 形を任してと云とのとハ名つけるやと云名を叶すとの
 又おもむくを勝軍草と云るをきくありす然るおも
 たうおもむくあり前近代の人勝軍草と私名を付あり
 一勝軍草といふあり依て威毛も淋形も司りハ
 あつたてハ白膠木を勝軍木と云ふあり依て軍器ハ
 司りハありハ軍器ハ用ゆハ勝軍木と云ふあり
 おもむくハ燕尾草と云水草也 澤草ノ二字ヲ古ヨリおもむくハ
 司りハありハおもむくハおもむくハおもむくハおもむくハ
 ○おもむくハおもむくハおもむくハおもむくハおもむくハ



フモタカノ莖ハ三角
 ナリクワ井ノ莖ハ四
 角也

おもむくハおもむくハおもむくハおもむくハおもむくハ
 澤草のおもむくハ威ハおもむくハおもむくハおもむくハおもむくハ

一勝軍木ハ白膠木也 勝軍木と云ハ一名かつの本と云ハ本ニ五倍子
 あり故ハ葉とも云五倍子ハおもむくハおもむくハおもむくハ

の徳を修り頂の上より生えて戦ひハ六軍ハ勝軍ハおもむくハ
 日本記ハおもむくハおもむくハおもむくハおもむくハおもむくハ
 軍器ハおもむくハおもむくハおもむくハおもむくハおもむくハ
 集元亨釈書
 古今著書

馬上沓一名物
射沓トモ云
又一名鼻高ト
云ト云説アリ派
之鼻高ハ別也
團別ニアリ可見合
小笠原長秀祀
云沓仕立マウノ
事然ル皮上品也
毛ノカヲ外ヘナ
シテ沓内ハ鞠
ノ沓ニ同シ云
是毛皮ノ馬上
沓也云ノ前ノ箇
条ノ騎馬出立ノ
事アリ次ニ沓
ノ事ヲイヘリ軍
陣ノウラヌキノ
草ニハハラス
太平記卷廿二
土岐頼遠御幸
ニ逢狼藉ノ条
ニ太ク遅シキ馬

一馬上沓の多しゆき給ふ此沓をきくは新元元より犬追
拍笠懸流為馬木の向もたすも馬も多る種あり必
し沓をきくは射沓秘傳書より云武田家
の書沓ハあめ草又
て作り凡先まひびを十二とあり
十三也 馬漆はぬり
たてあげハごらん草よりきくハ大小ハ人の益量より
へしきく矢板服ホも馬又云沓ハ草より種あり
たるへたてあげハ沓の外のおろし種ありたてあげの内向
精好 せいよう又ハたこのむらうもすく
右貞衡の犬
追物明鏡云沓も新あハまづて黒くあめ草
たるハよき古ハ沓のうらをぬる射沓をきくはあげて

共々思くノ鞍
置テ唐笠も毛
沓ハキ色くノ小
袖ヌヤサゲテハ
ハ毛沓モ馬上
沓也

沓ノ名所小笠
原持長ハ此見
タリ

射沓秘傳書云又云沓をきくはたよりきくはぬり
たよりぬり又射沓方圓書云沓のついでハかきも
きくも男入道も草いつれも若くは草云々高忠
聞書より云多分を後すとも草の沓あハは水の向ハ
す畧懸之内よりてハ犬笠懸の時も細ありこの
沓のきくはたてあげは向
あめ草はきくはを云々
馬上沓ハ團丸のぬり
細ハリニ重太クスルヘリモ草之



奉公人覚悟記云 多く清和院の 皆をめぐせしむる皆の
結をたし何げのうへよくひひてた皆よりめぐせし
は系りたは持つあよりめぐせしむる はた 真衡云
たの足袋のごとく結を結ゆも村結を足は巻てせの
むきひく結のききそ 二重 結をたし いし つけぬ
やう はた 真丈横をたしあけを深草 はた 結を
結をたし又 はた あけを筒とおあ はた 結をたし
あ はた 結をたし はた 結をたし はた 結をたし
あ はた 結をたし はた 結をたし はた 結をたし
あ はた 結をたし はた 結をたし はた 結をたし

一流 サメ 流馬の時 はた 限らず鎌倉時代 はた 何げをたし
子袋 はた 東 はた 濫 はた 多 はた 好 はた 方 はた 好 はた 子 はた 袋 はた 袋
の時頼朝より はた あ はた 何げの はた 結をたし はた 結をたし
中 はた 何げ はた 結をたし はた 結をたし はた 結をたし
あ はた 結をたし はた 結をたし はた 結をたし

一 コチ 所 ミチヨロイ 所 はた 結をたし はた 結をたし はた 結をたし
を はた 結をたし はた 結をたし はた 結をたし はた 結をたし
を はた 結をたし はた 結をたし はた 結をたし はた 結をたし
を はた 結をたし はた 結をたし はた 結をたし はた 結をたし

小笠原氏於少輔
 為侍所書云云不
 了のの指しをも又
 八物にてしんへ
 廣さへしんへ
 証書の教は依へ
 此サハ名柄もあて
 うひて引合皆美
 のもへあふすそ
 を入るん美若の方
 のうちれ一尺二寸
 斗女もあすの方を
 美ばじゆん草を
 物で括へきしんへ
 長も括へしんへ
 ○小笠原元長文四
 十、年ノ元長は
 龍兵目元長を不
 了のの指しをも又
 因白くも又、柄を
 美しきもすし、組
 つたれ、我々の女
 んきぬのおもて織

せりやまきとあしくしる職人を預念よんえしり侍の
 そのそて出来合をさくし

一古き繪の武志の形を画くは丸ハ襟の小手もて右を
 ユコテ
 弓小手をさきたる柄よんゆりハ弓小手ハあは襟の
 袖をさくびくそくをよせくし襟を帯の袖はよてそめ
 徳ありたの言くまきりよけてくまきりよびそく
 丸弓小手のゆりよんゆりしおをも言くまきりよけてく
 新しうしんへ

ヤホロ
 来保呂のり古き軍柄信あはよんえすも佐光信の
 画き一ノ若の合戦の徳よんゆりハ弓小手もて右を

よんえしり侍の
 徳のゆりたる
 丸の徳の中あはりよんゆり
 丸



夏ハウツボ
 カマトナリ

付一〇回名ニカサ
 て羽の西りはニワ
 リマヤウをニワ
 おマ付一〇廻て矢
 わろをうらなひ矢
 を抜出カマミ前
 是依ニテ 真丈
 横るニ修兵日記
 有清河才ホの熱
 うつ不の上子矢ち
 うけたらまてハ
 一〇ハ脈子ハ
 〇西行初所住
 空様ニ矢を
 け



ウツボノド也

右ニツノ図一ノ谷合戦
 ノ繪ニ見タリ土佐光信
 ノ古画ナリ

此圖結城合
 戦ノ画ニ見タリ
 土佐ノ古画也名
 乗詳ナラス



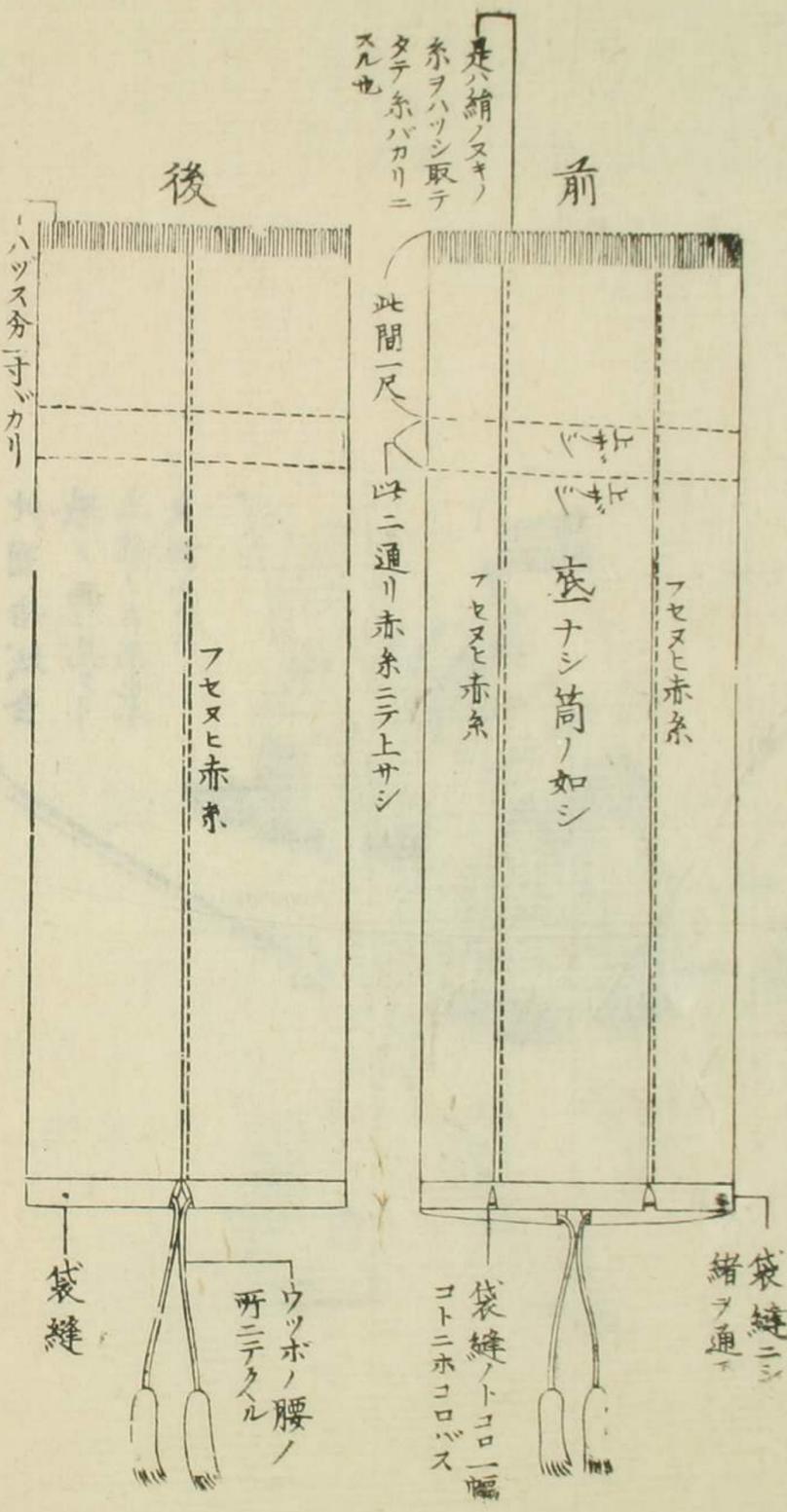
ウツボ

雜記十一

五十四

家傳来の矢保侶之圖

長サ四尺三寸
幅三幅ヲ用



此保侶ヲウツボニカケテ上ノ方ヲ緒ニテクニ右ノ繪ノ如クナル

昔の國は操りて操るる言息は昔の云々の根柢は
 かなどいふをうらなとして行ふことれよりあはるる
 一之は腋志とあはるるうらなとして矢は昔の
 一之をやらん人なるなる矢をさうたるを人々知
 せども矢を射つていふを志せざらざる昔の人の
 故実として遠代のうらなのことく作りおてきこの草紙
 うけあつてそれよりうらなは、何事かをいふこと
 らざることく時説の如くあはるるうらなは古代か
 りのころの矢の事を知りていふる矢布ろをい
 へるる事ありぬとて更なるぬとて矢布ろの

代り又はをひ始め一ある一之なるの作柄をこれ
 とも名の後のみくはあま何れも安作ある一
 口を袋縫す一は徳を海一は物と是をうらちよけ
 此とのあらは徳をくく上の方を拵どバ名の圖の如く
 ある一赤傳の作法ハ古傳ある名の徳をく知り
 一大臣の大将 左大臣内大臣ホニテ左大臣
近衛大将ヲ兼タルナリ 禮腹巻ホ着し孫をさる
 事東艦巻ハ四赤大将供報ニ日任右大將軍涉出ニ例
 赤束帯ニ下可浴ニ着腹巻給ニ仲章胡臣申云昇ニ
 大臣大将之人未有其式ニ仍被止之ニ是實胡臣右大

臣拜賀ノる
拜賀トハ官位ノ位礼ヲ禁裏エリ上ノル云
 鶴岡八幡ヲ禁裏ニナラテ参玉ヒナリ 鶴岡八幡
 宮へ入り孫ひ一討のる一右大将賴朝胡臣ハ大臣ニアリ
 而東帯の下に腹巻をさる一之實孫ハ右大臣
 赤束帯一ある東帯の下ハ腹巻着し孫をさる一あり
乱世軍陣ニ至テハ天子モ大臣モ腹巻事ホ着し孫ハ多ふれハ平日行
 儀を正し付ハ大臣ハ用心のるハ腹巻奉束を著し自刃兵具を拵孫ハ
 事ハなき
 あり
 一かぶるの徳のるを志のひの徳といひ禮の上帯をひの
 結ふといふるおき書は曾てさるす近代いひな
いふるはかき書ははばりかひの徳禮の上帯と何り
 是のさ
 色くむつくさるを付ていふる
 一者も皆近代の人の言出のるあり

一 儀伏儀刀 ギシヤウギトウ ありて之より禁裏より儀伏儀の儀として

人おどりの多し伏儀兵具の多し威儀の多し國を兵具の
実用なきふまふまふとて形をう作りし儀刀

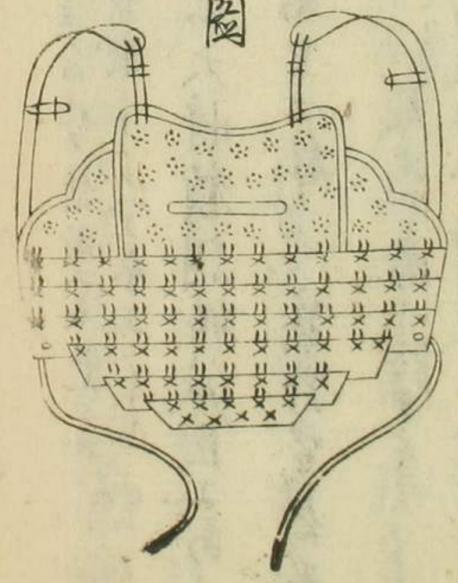
と云ふもあやまの事にて刀の形をう作りし儀刀

一 腰 ハラ 雜兵の多し アテ 太平記卷上 アテ 關東の大勢 アテ 云ふ事 ココテ

腰 ハラ 儀 アテ 法具 モロクソク 是より中間五百余人二ひり列を引

受の長崎四郎左衛門尉
中右の出三をいふ盛衰記
一ち附の太い出をいふ
版高腰共筒丸をいふ
念の登り云く此儀に射
身の兵皆同此版高帽子
胃を楯よりをを洗れ
て云

腰當り圖



一 天子の御旗 ハタ 綿 ニニキ 日目を配らしと日目を配らしと日目を配らしと

之をす コケイコ 後醍醐天皇の北條赤松入道高内を配らし

あひ コケイコ 始 コケイコ 太平記卷三 コケイコ 城の

中をきくと コケイコ 日目を配らしと日目を配らしと日目を配らしと

赤て コケイコ 日目を配らしと日目を配らしと日目を配らしと

日 コケイコ 月を令張 コケイコ 太平記卷三 コケイコ 城の

羊 コケイコ 深の底 コケイコ 日目を配らしと日目を配らしと日目を配らしと

近世 コケイコ 禮を コケイコ 太刀を コケイコ 脇を コケイコ 脇を

又成 コケイコ 刀脇 コケイコ 羊 コケイコ 脇 コケイコ 脇

今川大草依云津
比旗ヲハモ管ノ
人ニサスヘカラス
太平記卷上統
軍合戦ノ条云
遠侍を云々
蝶平白くま
吉竹の旗羊
ありてれハ
船の上より津の
比旗を賜り
とすえハ
あつたりと思ハ
旗竿をこし津の
比旗を賜り
持守ハ
比旗羊の旗
あつたりを考
輝平白くま
ハ白草つくを
とす

作り結を付て上帯の上より引直しむしつて之を腰高といふ
中の長サ七寸斗一廣サ三寸斗一飯ひり形にして中は十五寸
は細き草子にてこのあき二寸しつて之をふへ抄刀服指を通
しつてまゝに付外色との作り相あり右腰高と云物ハ骨ん
せしものこ古ハ太刀をもまきしあつてあてハ不用とせしやまき
の刀ハ上帯にさしたるこし室町殿の時代のこつあてと云
物より是ハ引直のりなり
引直ハ皮のこしつ作り
結を付て腰高なる物也 旅切
あとも用り物也

襦袢下の装束ハ先大口をもまきしをよ上は襦袢垂のりをも
襦袢のり
あり
しきして是を入れ指して相襦袢垂をもまきし相襦袢の腰を取

よて腰を結ふこ古ハ袴のあきも襦袢の下に大口をもまきし
又上ハ襦袢垂も一垂して下ハ袴もろろず大口をろろもろろ何ろ
しこ太平記ノ巻六 関東の大勢
上洛の事 我身ハ 右腰高
左腰高 二重次ハ 右腰高
左腰高 領領の
襦袢垂ハ精好の大口を張つては宗也とこの襦袢垂白星の
五枚巾ハ八龍を合してあて付るを 右腰高
左腰高 又同書卷二 師賢登
山ノ系 年十五六斗あり小児の 海東左近將監
ウ子章若丸
髪ハ唐備よりつるの麴塵の筒尻ハ大口のものを言ひ
取てこし右何れも上ハ襦袢垂もろろ下ハ大口斗もまきし
袴ハ略しつて

一 カゲト 胃の巾はこしつてをかける襦袢の下はあきをもまきし

利方ハ古義
内ニ備ニアリ
古ハ戦場ニモ
馴レタル古語
ヲタツエニテ其
制作ヲ知ナリ
サレハ古義ニハ
利方アリ

太平記卷十三
築合戦の条ニ
一昔のころを置
市日とておの
へも送りたる盛
衰記廿四の
の笠取ハハ
松原を甲の神
子トテ人の神
は付せんとい
て二、三、遊走
カ、皆後笠
取アリ

して下すらんことを以て禮を忌むる所は成るハ信を以
昔の故より風俗如く古ハ軍中も礼儀を乱さず禮
服を用ひて忠厚と忠實を以てんたる信長秀吉の以
たりして只ある簡易にして古ハ利用を以てんたる
急何と並垂あるハ急用の物とて捨て用ひたり
近代世ハ軍者といふものも古と異なりて各流儀を以て利方
と名を古より傳へたる軍器も古の巧を加えて古風
を改て新作を以て古ハ軍器の形も古と大に遠くして古義
を以て久しきあり古より傳へたる軍器ハ古より古
陣も古より利方あり物も也近代太平の世

せぬ出りも軍者の戦場を以て巧と出りたる利方道具ハ古より此
場を以ていふこと古より古義あり
笠取ハ古義といふ元軍書に付テ強なる古義といふ
たるは後ハ笠取といふこと古の古義といふこと
て神を以てんたる古義といふこと古義といふこと
笠取なくして古義といふこと古義といふこと
つゝ古義を以て禮の神を以てんたる古義といふこと
も衣裳ハ富貴の笠取といふこと古義といふこと
の古義といふこと

是よりきるる

一 是にて武器ハらるの力量よりもしく短く種々を用ひ
古人の教之たく長く亦きハ甚害何り 建久二年^{辛酉}八
月一日頼朝領の比前より酒宴の可物語の次は太倉平
太景能去ル保元の合戦の事を語りて云勇士の用意
は(き)物ハ武器也然中縮の用(き)物ハ弓箭のすた
能西八郎ハ吾親無双の弓矢の達人也然色とも弓景
のす法をあるもるは^ガ漣^フ分^ハ過^ルる也 漣分は漣とハ
舟の分量に也
其般ハ大炊の門河原に於て景能ハ男^ハの 八男トハ
西八郎ヲ云弓手
は^ハ景能ハ男弓をひうんと^ハ被^ルも景能漣^ハ以^テ其^ハ客^トあ^リす

^{景能トハ}八郎^ヲ云 能西よりゆあかの名騎馬の討弓 獅心は似せたるに
^{能西のハ}不^レ進^ス也 景能ハ東園に於て馬を馴るん志^スられハ男^ハ
書^テあ^リ馳^ル廻^リ討^テ締^メお^ト遠^クしたる^ハ八男^ハ弓^手思^ハふ^ハも^ハ
越^ス及^テ 弓の力を越しハ書はあも景能を討りて
弓の布をすき鞍の上を越して馬を射る 才^ハ中^ニ入^ル
き^ハ夫^レが^ハ膝^ヲ中^ニり^テを^レげ^テ有^リ実^ニ及^スハ^ハ忽^チハ^ハ命^ヲを^レ失^フへ^ルに
勇士ハ只騎馬を遠くし^テ云^ハる^ハ然^ル弓^手若^シ量^ハより^モ
射りて弓を鞍の上を
越し思ふすありす射候之 右東監卷士は元元きり又建仁
三年十月十五日^{實朝}代^シ 叡山の衆徒の籠りける金子山の
城を攻らぬ^ハ討^テ官^軍三百人悪徒の爲に討たり家^ヲを^レ中
依^ル本^ハ太^ハ藤^ハ重^ハ綱^ハも^ハ討^テ死^スる^ハり^テ重^ハ綱^ハ依^ル本^ハ四^ハ郎

申由ていへつて
 入てらるるぬの
 重きサるちまき
 まをさる 桐のわ
 桐と名付てカ
 たりたる外の花
 威の禮未文威
 の禮筒九三領
 申ぬさつくと老
 云く桐皮桐ハ三
 領の个まき
 へ桐皮桐ハ後
 の赤のべん桐
 のめ 男も神草
 まうあ 桐斗
 へ近世袖草拵
 を付て禮下拵
 へ桐皮桐の禮
 ト云く

和田新發意令胸の上は大程きと云く又明德軍記に
 左京大夫ハ赤代の純子と云く包さる 令胸は白糸の籠
 つまらしたるも二領守と云く若孫ハ 令胸ハ二枚又太平記ハ
 矢野將監ウカウ胸をくらあ通ハ射ぬらぬて云く物部
 ぬハ皆令胸ハ籠の胸を鉄の赤のぶしと神もあまう
 も何れ物と思ハハ水之又包胸と云く籠の胸を包さる
 へとあゆハ水之式正の籠ハ赤のうを深草と云く包む
 後ハ包さる方の方を深草と云く包むを弦走りと云く
 是ハ包胸と云く別のも云く弦走あるを云く包胸と思ハハ甚
 あまうと云く

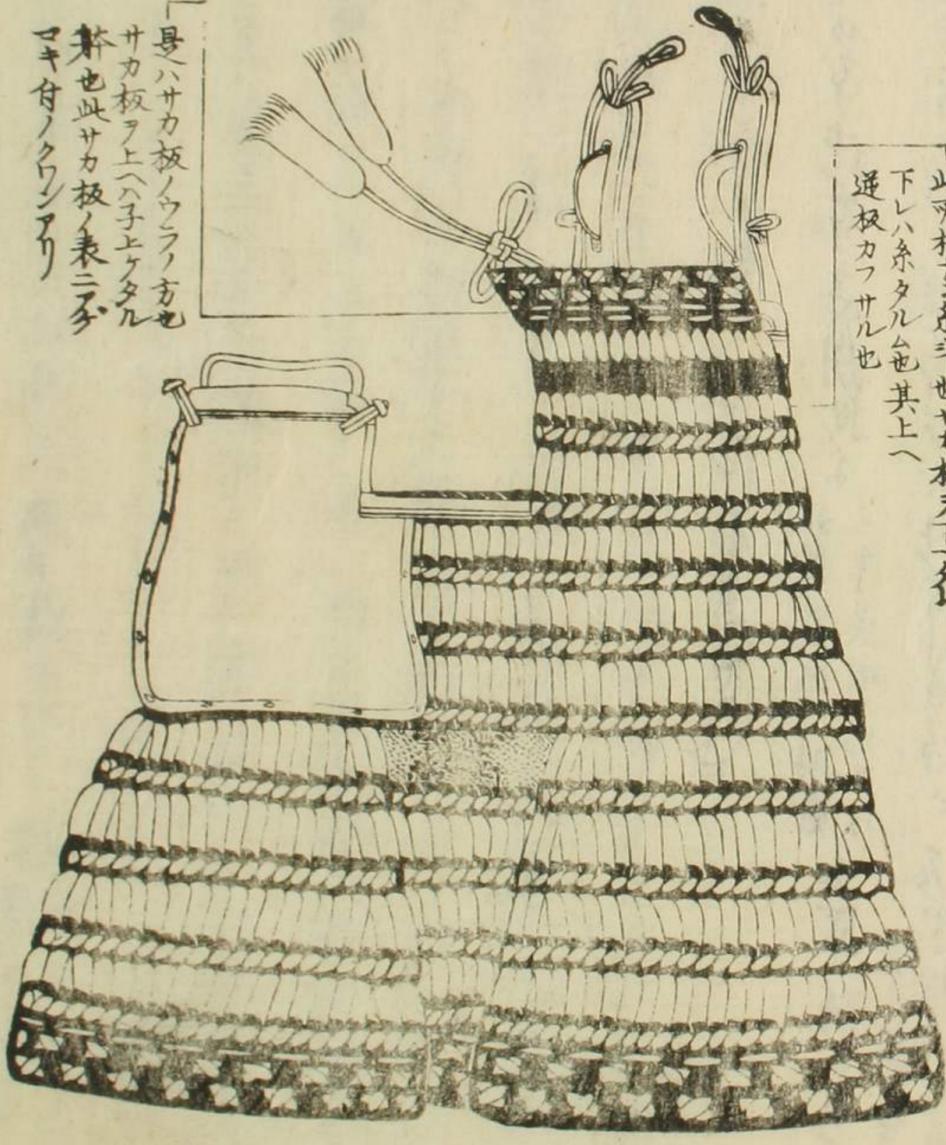
一 武具ハ桐さつと云く何ハ白皮を桐さつと云く何と云く
 白皮ハ一能稱する物也 白皮の桐ハ虫生すも年々云く
 又又、若の桐ハ虫生して云く白皮ハ葉を赤と云く茶研
 しておる、一桐さつと云く何と云く けり弓矢の
 教に記

古の奉式の禮ハ袖拵ハいふ及ハ草又ハ糸を以て毛
 引ハ威も、まゝ意ハ札の重さハ糸を一尺と云くあつと云く
 して牙のまゝと云く毛は隨て海老の腰のつぐみの如くは
 伸ハ縮と云くあつと云く今世の具ハ是の如く裏を草
 して張りと堅くぬり固めて伸縮あまの牙のけりまの
 糸は寫しと云く又草糸あつと云く綴らるやひあつと云く

一 鏡の逆板サカイタの事 古ノ本式ノ鏡ニハ逆板アリ 鏡の背の上の方

横は廣サキす汁の透間あり是の背をわらひの可の
 くらろぎのるよあぶさよはびをこころいしを透
 間の不を逆板の隙の方より下の鏡の札へかけて草摺のゆきを
 の糸のぬく毛引よすこころあがが故背をむすまは
 透間をさうり背をむすれバ透間出来るを透間の糸の
 所をさうるよすり逆板をあておろし逆板をあげ
 中きをけるるも逆板のわらくも手しらぬるよありよ
 志いものごとされがあけまきの徳ハくくくくくも
 へあけまきを針斗よ付をこころはハ非あり

此所札ナシ糸斗也サカ板ヲ下へを
 下レハ糸タル也其上へ
 逆板カフサル也



身ハサカ板ノウラフ方也
 サカ板ヲ上へハ子エケタル
 針也此サカ板ノ表ニテ
 コキ付ノクランアリ

岡本元三具足
かじひりの糸を
のぞくつれも中
赤糸かきこら
とく控糸口付
あり下名の口付
と云ハ此糸の
と云あり

一 軍陣の時着用せる衣服類ある程の如く 袴 袴の内を色む
かゝ袴 曹のちけけり小糸糸何れの裏糸は柄濃深の布
 を用たりまゝあむむるに柄濃ハ血を吸ひ出すおち糸疵を
 負ふ時ハ血もくやとて油ぬ之仍る柄濃深の柄を用たり
 ありれと古老の傳説之又柄濃を引るおハ糸出出
 して虫浴して換へ易し何れも柄濃ハ武器ハ甚悪き
 柄之濃ぬりの布地も用へり以下地よりうきりまを
 めりよるもやまきこむ柄を色むる也

一 鉢巻ハチマキの多法多法多國抄多國抄
北島家記之明應三年宗相の記ヲ引 云軍陣軍陣より
 是のる者色ハ大將ありてハはきりきるさ
小笠原播磨守

一 一一ヤゆるを仕へ黒糸も同糸もち糸をぬひめ下り糸の後
 中へすむすひはむと結へ又隨兵日記小笠原元忠記
文政十八年記と云あり
 是紅同上帯の色も同糸も一次にあくる白くもす

一 一一 コグ ソツク デカタナ 北島 赤記 云小具足出まると
 云ハ白かかひるを着よかきぬけ志やうむり油も小糸
 をきり一のどりをして太刀をもちもち糸をいつけ

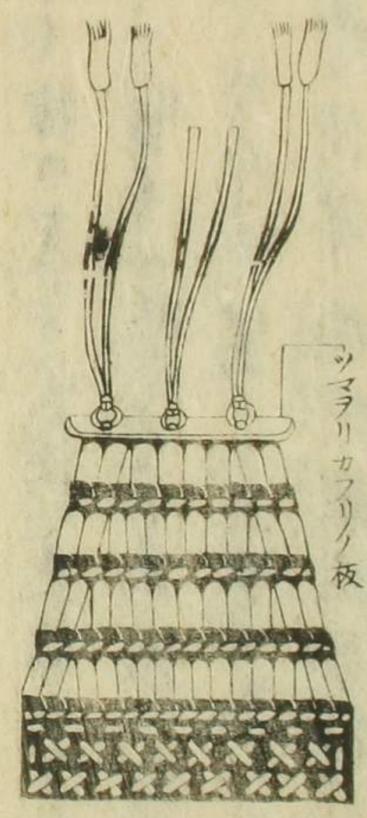
一 けちやう袴のり右圖書よ云け志やう袴ハ四幅はのりの
 るこころ尚せけ志やうけの角とらあ一名すを布を又
なんこころあこころハ四幅袴ハ遠くもあ
 被不そのる装束の部も記せ

一 今川家の笠験ありと云はる
カケル
 光大曰あるをこのるのいそを三
 小神の教に記しうる有る略ス

一 つ不袖八上の才つ不にて細き有つ不袖と云壺神とす
 壺の字ハ假り多々本ハ窄袖也

表ノ方ハ折作ル

窄袖
 之圖

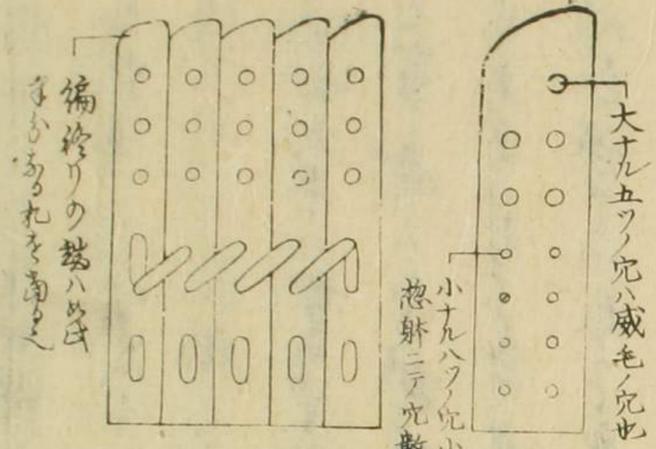


上つ不を
 下廣

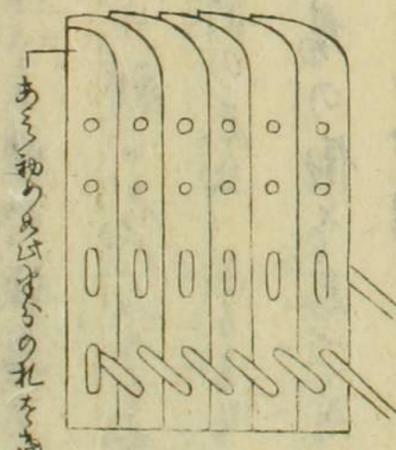
一 禮の札ハ割一札本之割小札ハいあ草をこれを一作り
 て編み連ぬる或ハ有きいじいねを札よ作りて草の札と
 一枚ませよハハカを子換と云古有るこがみせの禮

といひ又一枚ませの禮と云ははるる古代の禮は割小札

○表



○裏



大十九五フ穴ハ威毛穴也
 小十九ハフ穴小札ラム穴也
 惣射ニテ穴數十三也
 札一ツノ形
 カのこト
 ○貞丈翁ハ細キ鉄ヲ緯ニ入テ小札ヲ
 編ムト云レタレ氏鉄ノヌキヲ入タルカ
 札ニアガキナクテアシノ古代ノ小札
 何レモ緯ヲ入タルハ無之此圖ハ光大
 補正ニテ記ス也

ツキコヤ子
 ワリコヤ子
 廣小札ハ割小札ハせず一枚をて照るより糸ハ胸を穿て
 別小札をて穿てあはるる糸ハ糸をて穿て

雜記土

實ハ一枚之小札を一枚マワルル有様小札と云明役あり
近代の禮皆是也

一 乳繩チナヒの事近世禮を新お作り置禮陣紙接ぎと云人の
の乳繩チナヒの事近世禮を新お作り置禮陣紙接ぎと云人の
作の事を乳繩と云是禮陣の志出しりるも何んか
近世太平の世も生れ出て戰場の働を志して居る軍志
の事タビ席の上の料簡として昔の禮の服のゆきくらし
きまも志して居て身も志して居るを却る志し
心ひ誤りて志して居る身も志して居るを却る志し
搦武道を知ぬ志あり何んか志して居るを却る志し

思ひて乳繩を穿ひするの類チナヒ大切の事なり古代乳繩と
いふ事ありきなり此乳繩の事既に前も記を念じ
一 近世の具置の服モカシ最上服と云あり其を四枚羽は
添ふるとしつる物と云あり其の事

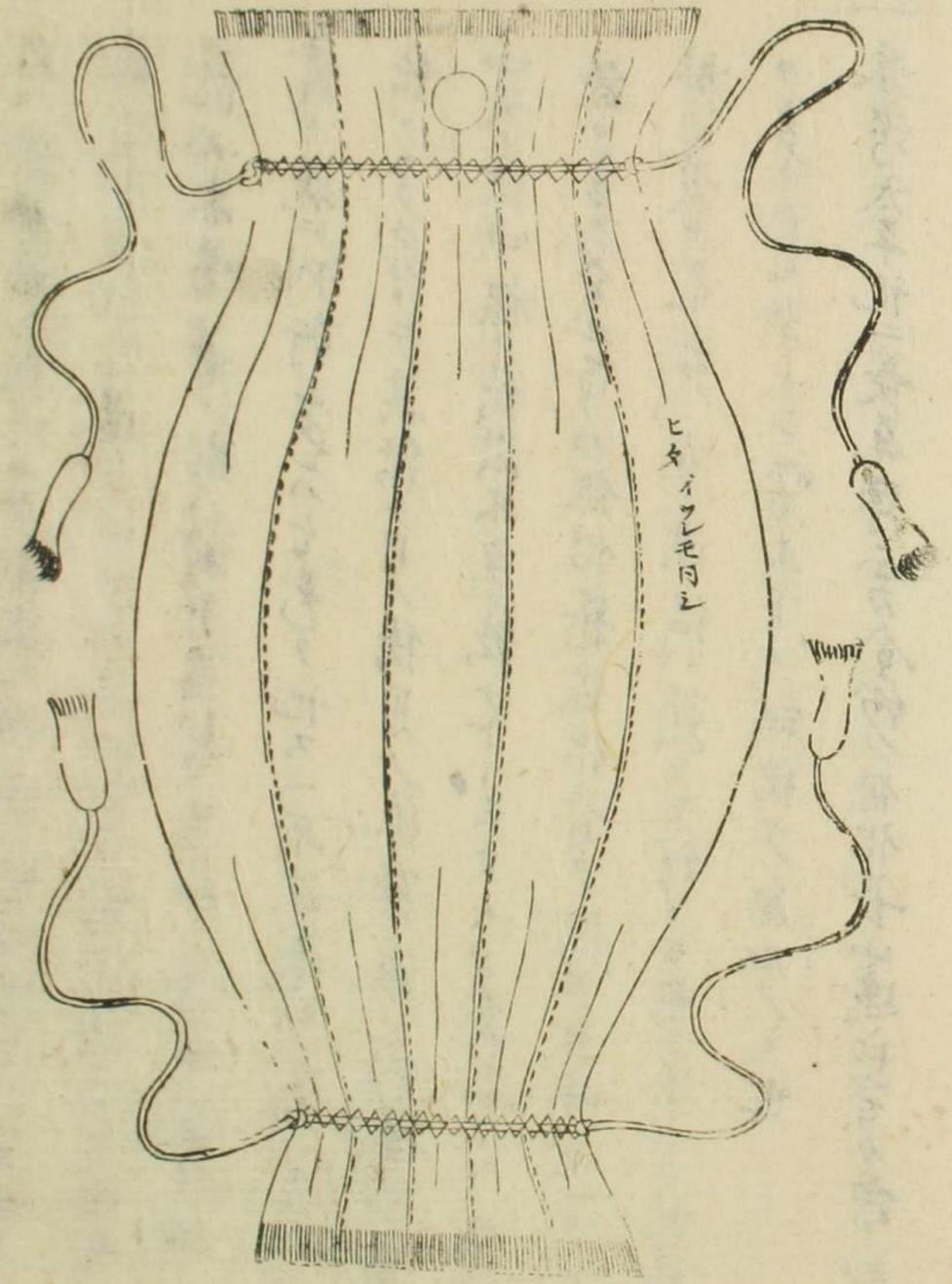
一 母衣ホロの事三代實錄卷七清和天皇貞觀十二年庚寅三
月十六日戊辰の記に云從五位下行對馬守小野羽臣春風
進起清二事其一曰軍旅之儀マカケタタ當在マカケタタみ胃ミイ外ト隆隆助
以保キス侶キス當情ミ造ヒ調布保侶衣千領チノリ以備不虞ニ小野春風
守也起請トハ願ヒ書也軍旅ハイクサ也介胃ハヨロヒ也調布ハツギヌト
ヨミテ百姓ヨリ年貢ニ布也千領ト領ノ字付ルハ保侶モ身ニ著ル
モノナレバ衣ニ准シテ幾領ト云也領ハエリ也不虞ハ思カケズ不意ノ
事ヲ云此起請ノ意ハスベテ軍ノ支度ヲ設ルハ甲胃ニ在リタ

トハ甲冑ハウスシトモ保侶ヲ以テ甲冑ノ助トスヘシ保侶ヲ以テ甲冑
 ヲ助ルワケハ保侶ハ布ニテ作ル物ニテヤワラカニヒラメク故此ホロニテ
 矢ヲ受ケ止レハ矢ノ強キ勢ヌケテ甲冑ヲ射ヌクコトナラ又故ホロカ
 フリテ矢ヲ防ダバ甲冑ノ助トナルナリソレ故百姓ヨリ年貢ニ納ル布ヲ以テ
 保侶衣千領ヲ作り置テ新羅百濟高麗等ノ国ヨリ不意ニ詔從之
 押寄モ来ル時ノ用意ノタメニ仕リタキト願ヒ申シタルナリ
 以太宰府庫布造充之詔ハ天子ノ仰也從之ハ春風カ申上タル旨
 ニマカセラレタル也太宰府ハ筑前国ニル役屋
 敷ニテ異国ヨリ攻メ来ル軍ヲ防クヘキ為ニ建置ル役屋鋪也造充之ト
 ハ太宰府ノ庫ニ納メ置タル布ノ取出シテ保侶衣千領ヲ造リテ不意ノ
 用意ノ為ニセヨト
 春風ニ渡下サレシ也 ○盞囊抄ニ天文元年壬辰二月三日秋氏某比丘ノ
 増補シタル書増補以前ノ本書ハ觀
 勝寺行卷云孩児在母胎内時戴胞衣以防諸毒也亦武
 士臨戰場時被纒以防敵矢蓋是胞衣消毒喻之以此
 母衣共書トソ申侍ル者也 ○下學集文安元年甲子
 東山ノ秋門ノ作云孩児
 在母胎時頭戴胞衣以防諸毒也今武士臨戰場時戴纒

古ノ夫軍ナリシ
 故母衣ヲ用タリ
 後代鉄炮液リ
 テ矢軍ハノキ
 故母衣スタレテ
 用ヒ方ヲモ知ラ
 スヤウニナリタ
 ルナリ

以向敵蓋喻胞衣防毒也被纒トアルモ戴纒トアルモ
 詞ハ遠トモ意ハ同シ事也 ○貞丈云右衣
 寶祿盞囊抄下學集等ノ文ヲ以古代ハ母衣ヲ被テ矢ヲ防
 キシ事ヲ知ルヘシ後代ニ至テ此用ヒ方ヲ知ラスシテ籠ナトヲ包テ
サシモノ
 差物トナシ 籠ヲ包ムニ後ヲ
 所ニ多ク有タル也 古代ニ違ヘリ或ハ母衣ヲカクレハ災
 難ヲ免ルナド、云テマシナヒ物ノ如クニ思ヒ或ハ之ヲ武志ノ飾リニ
 用ル者ナド、云フハ皆散實ヲ知ラサル力故ニ母衣矢ヲ防テ
 云フ事ヲ不真丈始テ考得者古書ナリ叶ヘリ
 ○光大曰貞丈翁の家子傳レケルニ保侶の制を考ふる當
 あり其制地ハ織多ノ生絹布製子リ練タルモ人ノ好
 任スベシ唐物ハ布兎ニテ用ル唐物トハ唐ヨリ渡リ来タル物
 汝等ナリノ教ヲ云街兎トハ將

光大曰は元右ノ結
 ノ襟ノ肩ノ上ノ左右
 一カミミテ取合セテ
 テロカキニ結ヒテ結
 ムル輪ヲニラサテ
 ノヒトツニミテニサテ



雜記十一

五十九

軍家ノ御 長サ五尺八寸^{イッノ}五幅^ノ之或ハ三幅^ノ人ノ大小ニ随フ本式
 免ラ云^ハ 八五幅^ノ之堅ノ両端一寸二分^{スキイト}緯糸ヲ接去テ^{タテイト}緯糸ヲ殘シテ
 總ノ如クニスヒダヲ取ル^子方ニテ十重一方ニ五重之端ヨリ
 一尺二寸退テ其ヒダノ如ク組緒ニテ三寸計ノ間ヲ隔テ千
 ドリカケ^ナ之刺シ縫フ^ナ兩方トモニトメ組ム也^{トハ左カラ一筋右}
 一筋^ノモ一筋^ノ五二刺シテ千トリカケラヌル^ノ 糸ノ色人ノ好ニ任スベシ
 故^ノ終ノ端ニ筋アリ其ニ筋ヲ合組ム^{クミフ}
 此^ノ糸ハ悍ル^クシハ千トリカケニサシタル^ノ終ノ間ニ別ノ組緒ヲ
 貫通シテ兩方ニテ結フ之終ノ端ニ總ヲ付ル家ノ後付
 ルニハ千ドリカケノ外ノ方ニ付ル之左ニ圈ヲアラハス

二組テ體ノ骨ニ垂
置也下ノ猪ハ腰ヲ
テ前ニテ結苗置リ
故ニ馬ヲ馳セハ自ラ
風ヲ含ニテ袋ノ如ク
ナル也又ハ下ノ緒ヲ
結苗スシテ風ニ飄
リタル体モ古画ニ見
方リ敵ノ飛箭キヒ
ニキ場ニ進ハ六腰ニ
番タル緒ヲ解テ保
侶ヲ曳クヨリ馬ノ
頭邊ニテホカフヲセ
保侶ノ裾ヲ引ニテ
振出シテ矢ヲ防キテ
カラ進ム也平家物語
ノ谷合戦ノ条ニ云然
十山足ヤヌメ我身モ
總ツカントテ引退ク
時ハホロヲカクテ落
下カレル時ハホロガ

ナイテカケ入云々
又云梶原源太カ
時ハ旗ヲサケ母
カケ引時ハ旗ヲマキ
ホロヲヌキテタビハ
習ク戦ケリ云々後
大草紙ニ云當時
母衣ヲカケル事不可
然事也我カ心ヲ能
二三度モ心見テ心程
アシツテカケル也人
スハカラス但巴先祖
ノ重代ノ母衣傳タ
シハ母衣袋ニ入テ首
ニカケヘシ云々先大
大草紙ノ意ハ母衣カ
ケニハ我カ心ヲ能
願テ飛箭前ヲ犯シ死
戦ヲトクベキ勇極
心アラハ母衣カケシ又
母衣カケトカラ飛箭

右ハ伊勢家ニ傳リタル制式之母衣也古今同カラス古ノ
制ノ内ニモ少々遠フ不アル孔近代ノ制尤極ノナリ母衣
籠母衣骨等ノ制ハ村井昌弘ガ單騎要畧ノ被甲辯ニ
載テ既ニ刊行シタルハ是レヲ記スニ不及近代ノ制ハ是レニ
依テ多ク付テ其制ニ日ノ依月ノ依勝敵ノ依奮威ノ依
四天ノ依中祿ノ依波不立ノ依ナドハ云フ六ヶ変名アリ此
依ヲ多ク付ル事ハ保侶籠保侶骨ヲ圍ク包ムヘキ為ノ
料ニ設ケタル也古ノ保侶ハ籠ヲモ何ヲモ包ム事ナキ故依
ヲ多ク付ル事ナシ唯上下ニ組依ヲ付ルノ也

ノ保侶何レモ十幅一丈アリシ由見タリ西人共ニ其身長大
ナリシ故云ノ如ク九大保侶ヲ掛シナルヘシ保侶ノ寸尺モ其人
ノ身ノ大小ニ隨テ相應ノ分量アルヘキニ定式ハ有ヘカラス
保侶ノ名義古圖利用等委シキ事ハ貞丈翁ノ著書ニ
タル保侶衣指考ト云書ニアリ可見
アラヒカハ
洗革の禮ハ洗革マておどろく事あり
武士出陣の時供の者ハ襦袢を掛ける信長其言の時代
より合戦の時ハ必襦袢を以て戦を以て武功あり
一書襦袢を掛ける事あり一書襦袢を掛ける事あり
室町將軍の以てハ京中の出行式正の時

あつゝハ長具足持もろろあり武雜記ニ志仲上下ノ
 可長具足持もろろあり長具足ハ袴長刀の類ニ
 今世ハ志仲上下ノ可ハ弥長具足持されハ不叶志仲ノ風體
 侍中間雜色軍裝差別ノ事 宗五記云雜色ハ中間
サハラヒウウゼツウシキイクサデタナ
より下ノ腕の志仲也 今川大
 草子ハ云ハ旗差ノ役ノ事 畀侍ノ類ハ式ノ禮甲
 征久身ハ太刀帯ノ類ニ中百役ノ可ハ征久を畀侍
 也雜色勅ハ二枚甲ハ筒丸ハ小手をさす云々是ハ
 テ考ヘ 中間ハ甲冑侍ニ同 征久ヲ略ス斗也 右ノハ式ノ禮ハ筒丸
 對シテ式正ノ禮ハ式ノ禮ニ云々對シテハ筒丸ハ
 式ノ禮ハ志仲ノ類ハ何れもあらず

一 ニトシキス 威衣トハ 又ウケウラ 古製式正ノ禮ハ威衣ニ袖草摺ノ

衰ニ縮ミケリ草ニ付ルアリ但神ノ衰ハ草摺
 威キぬハ別あり

一 白草威古記ニ亦見侍衣ノ圓小袴依ハ盛綱ハ白草
 威也云々白草ハ早く汚れて老馬クキククあり人

古このすまうり 志仲ハ志仲本盛綱ノ禮白草威ニ
 ハあく白草ニ胸板色ニ威毛ハ淡黄あり中
 二海ノ紫糸ニ威ニ 白草威ト云名
古代ノ書ニ云々

一 禮札 ヨロヘノサテ 金札根札糸札ハ古製ハ百一ツ其ノ物あり
 近江國坂本村素迎寺藏十界圖後三年合戦繪ノ會

札一ツ見え義家の禮根札一領見え又應仁記も朱札
の具目之と云るあり吉野山吉水院も形の一禮の内も朱札
一領ありけかハ古代の禮皆朱札也者深おも不見あり

一 ヤハカニラ 矢筈頭の札 サテ 古書にハ百一ツ有る云々之吉野山吉水院も流
古禮ハ紺糸威之と朱札の矢筈頭の禮あり古代ハ札の形
別小札を在式とすけ矢筈頭の禮ハ遠き昔の柄ハ
あはさる礼

一 ヒロクマ 諸具是と云ハ太刀をもちしころ不をつけり持るるを禮
具是と云くと伊勢が真記も是の又後二年合戦時
はけ形の人見えよりこそ神禮キギハ太刀をもちし禮

も付りを持ちし是徳具是と云ふ又太平記ハ關原大
勢上洛系弓小手ハ腰帯と徳をもちし中宮五
百人とあり是ハ小手をぬきて腰帯をもちし是徳具
是と云ふ何れも禮キギハ時ハ徳具是といひます

一 ころ是のより出陣應永 年中云旗も不或ハ腰あはさる
もさるころと云ふハ腰ハ旗のよりハ腰ハ小旗ハ小旗旗も
上へ紐を付て腰も付て是ハお帯ハ背旗のよりハ旗
又腰あはさると云ふと云ふ者ハ右の小さき旗ハ紐
を付て紐も亦ありと云ふハ腰ハさす前腰あはさると云ふ又
ハおるるりありと云ふ

一古の侍ハ弓矢をとりて高名せし武士を弓取と云ふ
後代ハ銃をとりて高名せし武士を銃取といふ
古ハ弓矢を侍の身一の道具と云ふ
也 個度ハ道具の事也 後代ハ銃を侍の身一の道具と
す 而 銃の事を道具といふ也

貞丈雜記卷之十一

